

東庄町過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和4年 6月変更

令和4年 12月変更

令和5年 5月変更

令和6年 12月変更

令和3年9月策定

千葉県香取郡東庄町

目次

1	基本的な事項	
(1)	町の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	1
(3)	行財政の状況	6
(4)	地域の持続的発展の基本方針	8
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	10
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	11
(7)	計画期間	11
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	11
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1)	現状と問題点	12
(2)	その対策	12
(3)	計画	13
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	13
3	産業の振興	
(1)	現状と問題点	14
(2)	その対策	15
(3)	計画	17
(4)	産業振興促進事項	19
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	19
4	地域における情報化	
(1)	現状と問題点	20
(2)	その対策	20
(3)	計画	20
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	20
5	交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)	現状と問題点	21
(2)	その対策	21
(3)	計画	22
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	26
6	生活環境の整備	
(1)	現状と問題点	27
(2)	その対策	28
(3)	計画	29
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	30
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	現状と問題点	31
(2)	その対策	32
(3)	計画	35
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	36
8	医療の確保	
(1)	現状と問題点	37
(2)	その対策	37

(3)	計画	3 7
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	3 8
9	教育の振興	
(1)	現状と問題点	3 9
(2)	その対策	4 0
(3)	計画	4 1
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	4 3
1 0	集落の整備	
(1)	現状と問題点	4 4
(2)	その対策	4 4
(3)	計画	4 5
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	4 5
1 1	地域文化の振興等	
(1)	現状と問題点	4 6
(2)	その対策	4 6
(3)	計画	4 6
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	4 7
1 2	再生可能エネルギーの利用推進	
(1)	現状と問題点	4 8
(2)	その対策	4 8
(3)	計画	4 8
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	4 8
1 3	その他地域の自立促進に関し必要な事項	
(1)	現状と問題点	4 9
(2)	その対策	4 9
(3)	計画	5 0

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）過疎地域持続的発展計画事業分	5 1
-------------------------------------	-----

参考資料

- 1 事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）
- 2 年度別事業計画

1 基本的な事項

(1) 町の概況

ア 概要

東庄町は、昭和30年7月20日に神代村、笹川町、橘村、東城村の1町3村が合併して誕生した。千葉県の北東部に位置し、東京都心から約80km、千葉市から約55kmの距離にあり、また東関東自動車道の佐原香取ICからは10km強の立地にある。圏央道の整備も進んでいるため、関東圏内の移動時間については今後さらに短縮されることが見込まれる。西側は香取市、南側は旭市、東側は銚子市とそれぞれ隣接しており、北側の利根川をはさみ、鹿島臨海工業地帯のある茨城県神栖市と接している。

町域面積は約46km²で、農用地がその半分程度を占めている。利根川、黒部川をはじめとする河川に接した豊かな水環境は、本町の大きな特徴でもある。町内の交通は、町の北部から北東部にかけて通るJR東日本の成田線と国道356号が、町内外を結ぶ大動脈として機能するだけでなく、東京駅から銚子駅をつなぐ高速バスも本町に停車するため、長距離移動の利便性は高いと言える。

イ 過疎の状況

国勢調査による平成27年10月1日現在の人口は14,152人で、昭和60年をピークに以降長期的に減少傾向が続いている。年齢3区分別人口についてみると、15歳未満の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少を続ける一方、65歳以上の高齢人口は増加を続けている。また、年齢3区分別人口の構成比についても、年少人口と生産年齢人口の割合が下がり続けているのに対し、高齢人口の割合は増加を続けており、平成27年には34.1%となっており、少子高齢化が進んでいる。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県の総合計画等における位置付け等を踏まえた町の社会経済的発展の方向の概要

当町は、緑や水などさまざまな自然に恵まれており、それ自体が町にとって貴重な財産である。

交通アクセスは、東関東自動車道や圏央道、国道356号線及びJR東日本成田線などにより、都市地域との時間的距離は縮まっている。

産業では、水稻を中心とした農業を基幹産業と位置付けているが、社会情勢の変化などにより、第1次産業の就業人口比率は徐々に減少しており、平成27年では15.8%となっている。第2次産業の就業人口比率は平成2年の41.1%がピークで、平成27年では31.3%となっている。これに対し第3次産業の就業人口比率は毎年増加しており、平成27年では52.5%と全就業人口の半数以上となっている。

今後も人々が安心して暮らし続けられるように、基幹産業である農業の振興や、地域雇用の確保、移住定住促進を図り、地域の活性化を図る必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

当町の人口動態は、国勢調査の推移を見ると表1-1(1)のとおり、55年間で2,602人(15.5%)の減となっている。平成27年度国勢調査人口14,152人は、55年間で最少人口であるが、過去の人口動態を見ると、昭和50年、

55年、60年と増加しており、昭和60年の18,337人が最多人口であった。これは、鹿島臨海工業地帯の企業に勤める人の住宅団地が町内に造成され、多くの住民が転入したことによるものである。年齢階層区分別の人口動態では、人口増加となった年を除くと、14歳以下の区分では減少傾向となっているが、65歳以上の区分では、常に増加となっている。高齢者比率も、昭和35年は、7.0%と一桁であったものが、年々上昇し、平成12年に20%台に、平成27年には34.1%と高い値を示している。このことから、全体的な人口動態は、特別な要因がない限り、若年層の減少と高齢者層の増加傾向は続いていくと予想される。

また、令和3年3月31日現在の住民基本台帳人口では、外国人住民を除く総数は13,580人で男6,816人(50.1%)、女6,764人(49.8%)のほぼ同数の構成となっている。しかし、20歳代～30歳代までの男女構成は、男1,339人に対し、女953人と大きく異なっている。

次に将来人口については、今後の合計特殊出生率や社会移動を見込んだ平成28年3月に策定した「東庄町人口ビジョン」表1-1(2)では、令和37年人口は7,681人となり、令和3年と比較して、5,899人、43.4%の減少と推計されている。

イ 産業の推移と動向

産業別就業者の推移は表1-1(3)のとおりで、就業者人口も昭和35年の8,548人から、平成7年の9,292人が最多となり、平成27年の7,084人が最少となっている。また、第一次産業については、昭和35年は75.0%と非常に高い割合であったが、平成27年では、15.8%と大幅な減少となっている。第二次産業については、昭和35年は7.3%と産業別分類の中では最も少ない割合であったが、平成2年まで毎年上昇を重ね41.1%となり、その後、徐々に減少し、平成27年には31.3%となっている。第3次産業については、昭和35年度は17.7%であったが毎年増加を続け、平成27年では52.5%となっている。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 16,754	人 15,426	% ▲7.9	人 14,857	% ▲3.7	人 17,288	% 16.4	人 18,205	% 5.3
0歳～ 14歳	5,847	4,567	▲21.9	3,519	▲22.9	3,907	11.0	4,310	10.3
15歳～ 64歳	9,740	9,505	▲2.4	9,752	2.6	11,597	18.9	11,907	2.7
うち 15歳～ 29歳(a)	3,593	3,149	▲12.4	3,350	6.4	4,465	33.3	3,642	▲18.4
65歳以上 (b)	1,167	1,354	16.0	1,586	17.1	1,784	12.5	1,988	11.4

(a) / 総数 若年者比率	% 21.4	% 20.4	—	% 22.5	—	% 25.8	—	% 20.0	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 7.0	% 8.8	—	% 10.7	—	% 10.3	—	% 10.9	—

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 18,337	% 0.7	人 17,988	% ▲1.9	人 17,739	% ▲1.4	人 17,076	% ▲3.7	人 16,166	% ▲5.3
0 歳～ 14 歳	4,135	▲4.1	3,426	▲17.1	2,774	▲19.0	2,416	▲12.9	2,075	▲14.1
15 歳～ 64 歳	11,972	0.5	11,961	▲0.1	11,806	▲1.3	11,087	▲6.1	10,134	▲8.6
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	3,025	▲16.9	3,105	2.6	3,195	2.9	2,951	▲7.6	2,326	▲21.2
65 歳以上 (b)	2,230	12.2	2,601	16.6	3,159	21.5	3,573	13.1	3,957	10.7
(a) / 総数 若年者比率	% 16.5	—	% 17.3	—	% 18.0	—	% 17.3	—	% 14.4	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 12.2	—	% 14.5	—	% 17.8	—	% 20.9	—	% 24.5	—

区分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 15,154	% ▲6.3	人 14,152	% ▲6.6
0 歳～ 14 歳	1,729	▲16.7	1,456	▲15.8
15 歳～ 64 歳	9,132	▲9.9	7,857	▲14.0
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	1,894	▲18.6	1,652	▲12.8
65 歳以上 (b)	4,290	8.4	4,831	12.6
(a) / 総数 若年者比率	% 12.5	—	% 11.7	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 28.3	—	% 34.1	—

※ 平成 22 年、平成 27 年の総数には年齢不詳が含まれており、年齢区分の合計と一致しない。

表 1－1（２）人口の見通し

区分	平成 22 年 国勢調査	平成 27 年 国勢調査		令和 2 年 推計値		令和 7 年 推計値		令和 12 年 推計値	
	実数	実数	増減率	見込数	増減率	見込数	増減率	見込数	増減率
総数	人 15,154	人 14,152	% ▲6.6	人 13,331	% ▲5.8	人 12,491	% ▲6.3	人 11,651	% ▲6.7
0 歳～ 14 歳	1,729	1,456	▲15.8	1,284	▲11.8	1,268	▲1.2	1,256	▲0.9
15 歳～ 64 歳	9,132	7,857	▲14.0	6,970	▲11.3	6,261	▲10.2	5,738	▲8.4
うち 15 歳～ 29 歳（a）	1,894	1,652	▲12.8	1,685	2.0	1,465	▲13.1	1,250	▲14.7
65 歳以上 （b）	4,290	4,831	12.6	5,077	5.1	4,962	▲2.3	4,657	▲6.1
（a）/総数 若年者比率	% 12.5	% 11.7	—	% 12.6	—	% 11.7	—	% 10.7	—
（b）/総数 高齢者比率	% 28.3	% 34.1	—	% 38.1	—	% 39.7	—	% 40.0	—

区分	令和 17 年 推計値		令和 22 年 推計値		令和 27 年 推計値		令和 32 年 推計値		令和 37 年 推計値	
	見込数	増減率	見込数	増減率	見込数	増減率	見込数	増減率	見込数	増減率
総数	人 10,793	% ▲7.4	人 9,928	% ▲8.0	人 9,096	% ▲8.4	人 8,349	% ▲8.2	人 7,681	% ▲8.0
0 歳～ 14 歳	1,237	▲1.5	1,192	▲3.6	1,125	▲5.6	1,044	▲7.2	948	▲9.2
15 歳～ 64 歳	5,230	▲8.9	4,662	▲10.9	4,285	▲8.1	4,020	▲6.2	3,800	▲5.5
うち 15 歳～ 29 歳（a）	1,110	▲11.2	1,098	▲1.1	1,088	▲0.9	1,069	▲1.7	1,030	▲3.6
65 歳以上 （b）	4,326	▲7.1	4,074	▲5.8	3,686	▲9.5	3,285	▲10.9	2,933	▲10.7
（a）/総数 若年者比率	% 10.3	—	% 11.1	—	% 12.0	—	% 12.8	—	% 13.4	—
（b）/総数 高齢者比率	% 40.1	—	% 41.0	—	% 40.5	—	% 39.3	—	% 38.2	—

※ 平成 22 年、平成 27 年の総数には年齢不詳が含まれており、年齢区分の合計と一致しない。

表 1－1（3）産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 8,548		人 7,926	% ▲7.3	人 7,839	% ▲1.1	人 8,807	% 12.3	人 9,248	% 5.0
第一次産業 就業人口比率	% 75.0		% 68.5	—	% 57.2	—	% 37.7	—	% 33.7	—
第二次産業 就業人口比率	% 7.3		% 11.3	—	% 17.2	—	% 33.7	—	% 33.5	—
第三次産業 就業人口比率	% 17.7		% 20.2	—	% 25.5	—	% 28.2	—	% 32.8	—

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 9,033	% ▲2.3	人 9,076	% 0.5	人 9,292	% 2.4	人 8,858	% ▲4.7	人 8,227	% ▲7.1
第一次産業 就業人口比率	% 26.4	—	% 20.2	—	% 16.7	—	% 15.2	—	% 16.0	—
第二次産業 就業人口比率	% 37.1	—	% 41.1	—	% 39.1	—	% 37.5	—	% 32.3	—
第三次産業 就業人口比率	% 36.4	—	% 38.7	—	% 44.2	—	% 47.2	—	% 51.5	—

区分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 7,335	% ▲10.8	人 7,084	% ▲3.4
第一次産業 就業人口比率	% 15.7	—	% 15.8	—
第二次産業 就業人口比率	% 31.6	—	% 31.3	—
第三次産業 就業人口比率	% 52.4	—	% 52.5	—

※ 総数には分類不能の産業が含まれており、第一次産業から第三次産業の人口比率の合計は100%にならない場合がある。

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

当町では以前より行政改革に努めており、機構改革として平成13年度に、町長部局9課2事業所を4課2事業所に、教育委員会部局2課1センターを1課に、それぞれ統廃合し縦割り行政から横の連携を充実させた組織に改めた。この結果、一般行政・教育行政・公営企業を含めた職員数は、平成13年度は203人だったが、平成28年度では167人となり、マイナス17.7%となっている。

行政運営は、最小の経費で最大の効果をあげることを理念に、日々変化する行政課題を的確に捉え、柔軟かつ迅速に対応し、効果的・効率的な行政サービスを安定的に提供することが求められている。将来にわたり持続可能な行政運営を推進するために、今後さらに地域の活性化、地域環境の向上を目指していくことが必要である。

また、既存の慣例や制度にとらわれることなく、常に新たな視点から継続的に組織・機構の見直しや適正な人事管理、事務の改善など行政事務全体の見直しに取り組んでいく必要がある。

広域行政については、行政サービスの向上と事務の効率化を図るため、香取広域市町村圏事務組合、東総広域水道企業団など一部事務組合を構成して共同処理を行っている。事業の内容は、消防・ごみ処理・火葬場・上水道などで、一自治体が単独で行うことが困難な業務となっている。

イ 財政の状況

令和元年度における普通会計の決算状況は、以下のとおりである。

歳入総額の一般財源では、地方税が14億9,692万円(22.1%)、地方交付税が17億8,545万9千円(26.4%)となっている。また、地方税のうち市町村民税が7億3,893万4千円、固定資産税が6億4,852万3千円という状況である。一方、歳出総額のうち、人件費が8億7,073万5千円、扶助費が7億1,866万2千円、公債費が4億3,731万7千円で、義務的経費小計は20億2,671万4千円(33.4%)となっている。その他、投資的経費は、16億748万4千円(26.5%)となっており、歳入歳出差額の形式収支は、6億8,759万5千円、翌年度に繰り越すべき財源1億9,891万2千円を差し引いた実質収支額は、4億8,868万3千円であった。

その他の財政指標では、財政力指数が0.47、経常収支比率が89.8%、積立金現在高が9億4,348万円(うち、財政調整基金6億5,466万4千円)、地方債現在高は40億2,556万6千円となっている。財政調整基金は、平成21年度以降、毎年、新規積立により増加となっていたが、令和元年度においては、学校給食センター整備事業、統合小学校整備事業等の大規模事業の実施により減となっている。一方で、地方債の新規借り入れの抑制と、前年度までの積立金の増加により、実質公債費比率や将来負担比率は低い水準にあり、令和元年度決算では、実質公債費比率6.9%、将来負担比率0%と健全な財政運営が行われている。

しかし、今後の財政運営については、人口減少の影響で町税の減収や、高齢化による民生費の増加など、年々厳しくなっていくことが予想され、中長期的な視点をもった運営が必要である。

また、町税の収納率は県下でも高い水準にあるものの、更なる収納率向上や受益者負担の適正化などにより、自主財源の確保と充実を図り財政基盤の強化に努める必要がある。

表第 1－2（1）町財政の状況（単位：千円）

区分	平成 2 2 年度	平成 2 7 年度	令和元年度
歳入総額 A	5,668,497	5,643,363	6,759,600
一般財源	3,589,762	3,614,404	3,661,707
国庫支出金	456,060	483,435	552,401
都道府県支出金	277,919	352,097	390,243
地方債	408,500	231,800	890,900
うち過疎債	0	0	727,900
その他	936,256	961,627	1,264,349
歳出総額 B	5,093,505	5,120,882	6,072,005
義務的経費	1,959,123	1,959,033	2,026,714
投資的経費	1,060,353	855,743	1,607,484
うち普通建設事業	1,054,779	855,729	1,567,512
その他	2,074,029	2,306,106	2,437,807
過疎対策事業費	0	0	1,034,110
歳入歳出差引額 C（A－B）	574,992	522,481	687,595
翌年度へ繰越すべき財源 D	57,551	73,580	198,912
実質収支 C－D	517,441	448,901	488,683
財政力指数（％）	0.47	0.46	0.47
公債費負担比率	10.2	10.3	8.9
実質公債費比率	11.5	6.2	6.9
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	80.1	85.7	89.8
将来負担比率	71.9	0.6	—
地方債現在高	4,751,233	3,504,586	4,025,566

ウ 施設整備水準等の現状と動向

公共施設の整備については、道路などの整備や住民福祉と生活環境の向上に努めてきており、安全・安心なまちづくりを基本に行ってきた。

町が管理する道路は、令和元年度総延長約 3 0 9 km、面積 1 5 7 万㎡である。町道の改良率は 7 9. 5 %となっており、周辺自治体と比較して整備が進んでいると思われる。町道の新規整備は、今後も現在と同水準で実施していくことを想定しており、必要性和事業効果が高い路線から優先順位を考慮して修繕計画を立てている。次に町が管理する橋梁は、総延長約 5 5 1 m、面積 2, 7 2 9 ㎡橋梁数は 8 2 橋となっており、令和 3 年 1 月に、橋梁について予防保全的に修繕を行うことで長寿命化を図ることを目的に「東庄町橋梁長寿命化修繕計画（第 3 期計画）」を策定した。橋梁の状態を、早期かつ的確に把握するため、国の点検マニュアルを基に 5 年に 1 度の定期点検を行い、その結果を踏まえて修繕を行っている。

次に水道普及率については、令和元年度末で 8 8. 3 %になっている。当町と銚子市、旭市で構成された東総広域水道企業団から浄水を買入れ、各家庭に配水・給水している。所有する上水道施設は、新堀配水場、小南配水場及び夏目減圧井と、配水管約 1 3 2 kmである。当町の上水道施設は、令和 3 年以降まもなく耐用年数の 4 0 年を超える老朽管が発生する状況となっている。

表第 1－2（2）主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率（％）	49.4	57.2	70.8	77.5	79.5
舗装率（％）	44.5	56.8	69.3	72.9	73.5
農 道					
延 長（m）	—	220,661	220,661	18,920	17,787
耕地 1 ha 当たり農道延長（m）	—				
林 道					
延 長（m）	—	—	—	—	1,474
林野 1 ha 当たり林道延長（m）	—	—	—	—	—
水道普及率（％）	—	76.0	79.5	83.7	88.3
水洗化率（％）	—	—	—	89.3	92.0
人口千人当たり病院、診療 所の病床数（床）	2.4	2.4	4.6	5.2	5.7

(4) 地域の持続的発展の基本方針

当町のまちづくりにおいては、第 1 次（昭和 46 年度～昭和 55 年度）に始まり、第 5 次（平成 19 年度～28 年度）の「東庄町総合計画」を策定し、これを指針として行ってきた。しかし、第 5 次計画期間の 10 年間でわが国の社会情勢は大きく変化し、歴史的な人口減少時代を迎えている。国では人口減少、少子高齢化に歯止めをかけるため、平成 26 年に「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、地方都市の活性化に対し取り組むこととなった。本町でも、人口減少問題を克服し町民が安心してこどもを生育てられる町を実現するための指針として、平成 28 年 3 月に「東庄町人口ビジョン」を、令和元年 3 月に「第 2 期東庄町総合戦略（計画期間：令和 2 年度～令和 6 年度）」を策定したものである。

また、平成 29 年 3 月策定の「第 6 次東庄町総合計画」では東庄町の将来像を「躍動・連携・地域力 とうのしょう ～地域の宝を地域の力で次代へ～」と定めた。今後の大きな課題である人口減少に伴い、地域の宝である子どもたちへの一層の支援や、公共施設等の有効活用をイメージして、「地域の宝を地域の力で次代へ」をサブフレーズとして定めている。この将来像を実現のために、さらに 5 つの政策目標を定め、まちづくりの施策としている。

平成 29 年 4 月 1 日過疎地域自立促進特別措置法により過疎地域市町村として指定され、令和 3 年 3 月 31 日までの期間において過疎地域自立促進計画を実行した。引き続き令和 3 年 4 月 1 日過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、過疎地域の指定を受けたことにより、過疎地域持続的発展計画を策定する。

今回の計画に掲げる事業の実施にあたっては、「第 6 次東庄町総合計画」及び「第 2 期東庄町総合戦略」に沿った将来像及び政策目標とするものである。

【 町 の 将 来 像 】

躍動 連携 地域力 とうのしょう
～ 地域の宝を地域の力で次代へ ～

「躍 動」…暮らしやすさ（町に暮らす住民の躍動感）の象徴

「連 携」…協働、支え合いの象徴

「地域力」…まちづくりの源泉となる地域が持っている力

「地域の宝を地域の力で次代へ」…産業や福祉、公共施設など地域が築いてきた財産を、地域が一体となって次代に残していくこと。また、本町の子どもたちも、まちの財産であり、次代を生きる子どもたちを地域全体で育むこと。



【 町 の 政 策 目 標 】

①元気と絆の社会づくり	②個性を生かしたにぎわいづくり	③次代へつなぐ人づくり、地域づくり	④自然と安らぎの暮らしづくり	⑤みんなが参加する地域のつながりづくり
-------------	-----------------	-------------------	----------------	---------------------

【政策目標】

① 元気と絆の社会づくり（保健・福祉）

高齢化率が30%を越えた本町において、地域コミュニティ機能を維持していくためには、保健・福祉及び医療の維持・充実が不可欠である。地域医療の中核である東庄病院の維持及び人材確保に取り組みながら、行政・関係機関・地域が連携した地域包括ケアシステムの確立を推進する。

また、地域が連携するネットワークを、子育て支援、障害者支援など、社会的支援を要する住民に対しても活用することにより、すべての人が安心して暮らせる地域を目指す。また、子育て支援については、教育・保育体制の充実だけでなく、子育ての不安の軽減や経済的負担の軽減など、子どもを生み育てやすい環境づくりの一層の推進を行う。

② 個性を生かしたにぎわいづくり（産業・移住定住）

本町の産業は、ブランドとして付加価値の高い農産品や、工業団地の展開など一定の成果があり結果として、農業の大規模化や工業の拡大につながっているが、移住者が就業できる仕事づくりについては今後の課題である。農業においては、担い手の減少が進んでおり、持続的な農用地利用は今後も継続して検討していく必要がある。産業基盤である農地の維持・管理のためにも、「地域計画」の策定や都市交流の推進などにより、今後の担い手確保に努める。また、すでに知名度の高い農産品の発信だけでなく、6次産業化などにより付加価値向上を促進することで本町の農産品のさらなる魅力向上を図り、本町農家全体の収益向上に努める。

また、商工観光においては、観光イベントの充実や新たな観光ルートの創出、天保水滸伝など地域固有の資源を活かした交流人口の増進を図り、本町の産業全体の振興に努める。そして、本町を訪れた人々が移住・定住の意向を持った際に、受け入れる体制が整っていることが重要であるため、空き家バンク整備などによる住居

の把握・情報発信や移住相談体制の充実など、人の流れを移住につなぐ取組みを推進する。

③ 次世代へつなぐ人づくり、地域づくり（教育・文化）

子どもたちへの教育の充実は、人格形成において重要であるだけでなく、地域への愛着を醸成し、将来の本町を担う人材の輩出にもつながる。生まれ故郷を愛する心を育みながら、急激な社会的変化に対応するために必要な知識や力を身につけ、21世紀の社会を力強く生き抜く力を培う。

また、子どもたちだけでなく、住民全体が地域に愛着を持って長く健康に暮らしていくために、健康な生活習慣を身につけ、スポーツに親しむことのできる環境を整備する。くわえて、芸術・文化活動の支援を図るなど、健康で文化的な生活を送れるよう支援を充実する。こうした取組みを通じ、地域の良さを生かしながら、故郷の発展に努力する人づくりを推進することで、町を次代へ継承していく。

④ 自然と安らぎの暮らしづくり（都市基盤・環境）

当町の持続的発展のためには、地域資源である豊かな自然を保全しながら、まちとしての機能を維持・更新していくことが必要である。その中でも、高齢化が進行している現状において、生活利便性の維持は重要な課題であり、地域公共交通のあり方の検討や、買い物など生活利便を維持する取組みを検討し、総合的な生活環境整備を図る。

また、環境保全のための取組みとして、3R活動、省エネルギー推進や新エネルギーの導入などに取り組み、持続可能な地域づくりに取り組む。

道路、町営施設など、公共施設の老朽化が進むことから、人口減少の中、限られた財政で効率的な維持・運営を進める。人口減少は、防災・消防・救急や交通安全・防犯などの活動の担い手にも影響するため、住民との連携を図りながら、適切な体制整備を推進する。

⑤ みんなが参加する地域のつながりづくり（地域運営）

地方分権改革やさまざまな制度改正の進展により、行政の事務負担は増加傾向にあり、絶えず適切なあり方を検討することが必要であり、住民参画を促進する必要がある。また、財政は今後、さらに厳しい状況となることが予想されるため、町単独で実施の難しい事業については広域連携を行うなど、限られた財源の計画的・効率的運用を推進する。

くわえて、人口減少による小学校の統合などにより、低下することが予想される地域コミュニティ機能を維持する取組みを新たに検討することが必要である。各地域の特性に着眼し、地域に必要な機能を適切に整備していくことで、コミュニティ機能の維持を図る。さらに、社会のさまざまな場への女性の参画を支援する。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

国勢調査によると、当町では晩婚化、少子化が進んでおり、その傾向を食い止める多くの人が結婚・出産・子育てがしやすい環境をつくり、合計特殊出生率を1.37から1.8へ引き上げることを目標とする。

社会的な変化によって未婚率が上昇することが少子化につながっているため、男女に出会いの場を創出することも求められている。

また、妊娠・出産・子育ての特に子育てについては、地域との協働による子育て支援の充実を図り、就業との両立や子育ての心理的負担、経済的負担から、理想と

する子どもの人数を持ちたいという希望をあきらめることがないよう、さらなるきめ細かな支援サービスの展開が必要である。

数値目標

指 標	基 準 値 (平成 22 年度)	目 標 値 (令和 7 年度)
人 口	1 5, 1 5 1 人	1 2, 4 9 1 人
6 5 歳以上人口	4, 2 9 0 人	4, 9 6 2 人
1 5 ～ 6 4 歳人口	9, 1 3 2 人	6, 2 6 1 人
0 ～ 1 4 歳人口	1, 7 2 9 人	1, 2 6 8 人
合計特殊出生率	1. 3 7	1. 8

(東庄町人口ビジョンより)

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況については、第 6 次東庄町総合計画や第 2 期東庄町総合戦略等において行われる K P I による評価を、P D C A サイクルに基づいた進行管理と効果検証により行う。検証結果については、町議会及び東庄町総合計画審議会に報告する。

(7) 計画期間

計画の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの 5 年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

昭和 5 0 年代頃の人口増加と高度経済成長・生活環境の変化に伴い、当町でも多数の公共施設及びインフラ資産を保有することとなり、これらの公共施設等は定期的に見直し、維持修繕しながら活用してきた。しかしながら、平成 2 3 年 3 月に発生した東日本大震災を契機とした耐震問題や公共施設等の老朽化の進行は大きな社会問題となっている。

これら公共施設等は、経年劣化により順次更新時期を迎え、その更新費用は今後の大きな財政負担となることが予想される。特に、水道事業においては、平成 2 8 年度策定の「水道施設耐震化計画」により進めているが、まもなく耐用年数の 4 0 年を超える老朽管の工事が課題である。

それに加え、人口減少や少子高齢化による税収減と社会保障関連経費の増加により、将来的に厳しい財政運営が見込まれることから、公共施設等を現在の水準のまま維持していくことは困難な状況となっている。こうした状況を踏まえ、平成 2 9 年 3 月に策定した「東庄町公共施設等総合管理計画」において、公共施設等の現状と課題を把握し長寿命化・更新・統廃合などを計画的に行い、今後も公共施設等を総合的に管理していくことが重要である。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

人口移動の現状は、転出数が転入数を上回る社会減となっている。持続可能な地域社会を構築するためには、人口流出に歯止めをかけるとともに、新しい人の流れや他の地域の人との関係づくりが必要となる。特に若い世代の転出超過がみられ、女性に関しては、子育て世代である 20 代から 30 代の転出超過がみられるようになり、いかに若い世代に定住してもらうか、また当町への U I J ターンの促進が課題である。

移住・定住の支援を推進していくには、町の魅力を多くの人に知ってもらい、住みたいと思う人が増えるよう、観光推進の底上げや、多世代交流の取り組みをより一層充実させて外部からの人の流れを創出する。そういった交流人口の増加から、多くの人定住につながるよう、住宅取得に関する支援の拡充や、移住者への経済的負担の軽減などを図る。

また町への転入意向のある方がいても、町内の住宅情報を発信する事業者が少なく、転入機会を逃している懸念がある。一方で、町内に空き家や使用していない宅地もあるため、これらのニーズのマッチングを図る取組みが求められる。交流人口の増進を将来的な本町の人口増進につなげるためには、移住定住促進を視野にしたプログラムを検討することも重要である。

イ 地域間交流、人材育成

地域間交流は、長野県飯綱町（旧三水村）と、平成 5 年度から「いちごとりんごの国のキャッチボール」をテーマに交流をはじめ、平成 13 年度には友好提携を締結し、交流活動を進めている。他地域の住民などとの交流により新たな考え方にふれ、当町の魅力の再発見につなげることで、住民の豊かな心を育み、地域への愛着と誇りを醸成する。

しかし、人口減少や少子高齢化に伴う深刻な人手不足の状況下、地域産業が持続的に発展するとともに、医療・福祉・介護サービスが安定的に維持されるには、リーダーも含め人材の確保・育成を着実に進める必要がある。

また、当町では I C T 等の技術を活用した人材が不足している現状であり、町の新しい産業を支えるものとして、I C T を使いこなす人材の確保が急務である。

(2) その対策

ア 住宅支援対策

三世代ファミリー定住支援事業により、子育て環境の充実、高齢者支援を推進するとともに、定住化の促進を図ることを目的とし、親・子・孫（中学生以下）の三世代が同居するための新築・増築・リフォーム等に係る費用の一部を補助する。

イ 東庄町空き家・空き地バンク制度

当町内に、空き家・空き地を所有していて売却や賃貸を希望される方から情報提供をいただき、その情報を町のホームページ等で町内に居住することを希望している方や土地・建物を探している方にご紹介する。

ウ 人材育成

当町の商工業や農林水産業などの地域産業が持続的に発展するためには、過疎地域

等に生活の拠点を移して地域協力活動を行う「地域おこし協力隊」や「地域プロジェクトマネージャー」の起用が必要であり、任用に向け体制を検討する。

また、「地域活性化起業人」制度や「企業版ふるさと納税の人材派遣型」制度における専門的知識・ノウハウを有する企業人材を活用できる制度を検討する。

さらに、「過疎地域持続的発展支援事業」制度におけるドローン操縦技術を含めたICT活用人材の育成及びドローンに対する地域の住民理解の取組を検討する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
1 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(4)過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住	定住支援補助金	東庄町	これらの事業は 人口の減少、少 子高齢化の進展 を遅らせ、地域 社会を担う人材 の確保に効果的 な成果が見込ま れる。
	地域間交流	地域間交流事業	東庄町	
	人材育成	地域おこし協力 隊事業	東庄町	
		地域プロジェク トマネージャー 事業	東庄町	
		地域活性化起業 人事業	東庄町	
		過疎地域持続的 発展支援事業	東庄町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

建設施設及びインフラに関して、将来的な利活用の状況を推進しながら、長寿命化や整理統合、廃止解体などの選別を行い対応していく。本計画においては、施設の必要性和運営の効率性といった両面のバランスを十分検討し、公共施設等総合管理計画に基づいた再編・整備を行っていくことが必要である。

3 産業の振興

(1) 現状と問題点

ア 農林水産業

当町の基幹産業として農業を位置づけているが、農業就業人口は減少傾向にあり、総農家戸数は594戸（2020年農林業センサス）で、販売農家戸数はその約8割にあたる480戸である。農家戸数は長期的に減少傾向が続いているが、減少の内訳は兼業農家数が大きく減り、専業農家は横ばいである。また、農地の利用状況は、経営耕地面積1,478haのうち田1,166ha、畑311ha、樹園地0.1haとなっている。本町の地勢は条件の良い平坦地の農地も多くあるが、山間地には傾斜地を開いた棚田畑も多く、農地の集積が容易でない地区も少なくない。兼業農家の離農が進んでいることから、遊休農地も増加傾向にある。

農産物については、水稻を中心に野菜や花卉の栽培及び畜産などが営まれている。商標登録の付加価値により、コカブなど伝統的に生産されているものに加え、養豚についても、ブランド化による高付加価値の向上や、食肉センターによる流通の促進によって、畜産農家の所得確保につながっている。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、農産物の流通が滞るなど生産者の業績悪化が懸念される中、町の農業が持続的に発展していくためには、生産性の向上に向けた優良農地の保全、流動化などによる農地の効率的な利用促進、農業生産基盤の整備や有害鳥獣対策を推進するとともに、農産物の高付加価値化、担い手の確保・育成などの取組を支援する必要がある。

水産業では、資源確保のために笹川漁業協同組合による種苗放流事業が実施されている。

イ 商工業

商工業の事業所数や従業員数は年々減少傾向にあり、平成26年度の事業所数は122カ所、従業者数は611人、年間商品販売額は146億円（商業統計調査）となっているのに対し、平成28年度は事業所数118カ所、従業員数552人、年間商品販売額117億円（経済センサス）と大きく減少している。本町の商業は、卸売・小売店のほとんどが家族経営の小規模店であり、高齢化・消費者ニーズの変化に伴い商店数は減少傾向にある。今後、高齢化がさらに進行した際、町内の買い物利便の確保について検討が必要になる。

一方、工業については、平成26年度の事業所数は27カ所、従業者数は726人、製造品出荷額等は約159億円（工業統計調査）となっているのに対し、平成30年度の事業所数は25カ所と減少しているが、従業員数は875人と増加し、製造品出荷額等は約232億円（工業統計調査）と増加傾向にある。これは、東庄工業団地による企業の規模拡大によるものであり、中小企業は、社会経済情勢の影響により、厳しい経営を迫られる製造業も多く、経営改善に向けた情報提供などの支援を検討することが必要である。

ウ 企業の誘致

企業誘致の推進にあたっては豊かな自然、温暖な気候、豊富な地域資源や圏央道の整備進展などの地域の特性を活かした企業誘致を進めていく必要があり、雇用場を確保するためには、これらの実現に向けたフォローアップ体制の確立と立地支援施策などの取組が重要となる。特に、情報サービス業は、全業種に占める割合が低くなっているものの、テレワークの推進により新たな人の流れを作ることから、

I T企業等のサテライトオフィス等の施設整備・運営や、民間の施設開設・運営への支援等企業誘致を進めていく上で重要な業種と考える。

エ 観光の振興

観光については、自然を楽しめる東庄県民の森や天保水滸伝など歴史資源のほか、農業におけるイチゴ狩りやその他の体験交流、また、弓道場などスポーツ施設を活用した合宿、ゴルフ場など、個性的な地域資源に根ざした観光の取組みが行なわれている。また、平成28年には旭市と共同で東庄ポーク&ビア夏祭りを開催するなど、地域資源を活かしたイベントも推進している。しかしながら、首都近郊という交通利便性のある立地は、日帰り観光へのシフトや滞在時間の短縮につながっており、観光振興による滞在時間の延伸と、地域での消費促進に向けた取組みが必要である。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、相次ぐイベントの中止によって観光客が著しく減少したため、町内事業者の業績悪化が懸念される

(2) その対策

ア 農林水産業の振興

農業生産の展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを目的として、農業振興地域整備計画に即した農地整備を行い、生産基盤としての機能確保に努める。また、本町の付加価値の高い農産物のPRや、特産加工品の開発などによる6次産業化に取り組むなど、農業の収益性向上を支援する。

本町住民の農業への愛着を深めるとともに、小規模生産の農家の展開の場として、農産物を活用できる拠点の整備を推進する。関係機関の連携のもと、「地域計画」の策定、農地中間管理事業の活用による農地流動化に向けた取組み、都市農村交流の推進などの取組みも展開する。

また、農業後継者の育成や結婚の支援、都市交流や町内外からの新規就農者募集など、担い手確保に向けた一層の取組みが必要である。

① 農業の振興について

- ・認定農業者の育成や集落営農、農業法人化の推進など、大規模化・効率化を支援することにより、遊休農地の活用や担い手の確保につなげる。
- ・イチゴや養豚など付加価値の高い農産物により、すでに一定の認知のある農業の更なる展開を図るため、6次産業化などによる付加価値向上に向けた取組みを促進し、農家の収益向上に努める。
- ・「地域計画」の策定や新規就農者への研修機会の提供により、今後地域の担い手となる農業後継者や新規就農者への支援体制を強化する。
- ・農村ふれあい塾など、地域住民や都市住民の体験交流を通じ、将来的な担い手育成や新たな活力ある農業への展開を目指す。

② 農地・農環境の保全について

- ・農業振興地域整備計画の総合的な見直しを行い、地力増強対策や農地流動化など、農地が生産基盤として効率的に機能するように支援する。
- ・農地の違反転用防止を目的として、定期的なパトロールを行う。
- ・農地・農業施設（排水路・農道など）の維持管理を行い、多面的機能を維持する。

③ 水産業については、水産資源確保のため、利根川において漁協が行う種苗放流事業を支援するとともに、魚類などの生息環境の保全を図る。

イ 商工業の振興

商工会と連携するなどして経営改善に向けた情報提供を充実するなど商工観光

業振興に取り組む。また、商工連携や6次産業化を推進することにより、地域資源を活用した産業振興を促進する。また、事業者だけでなく就業希望者への支援として情報提供を行うとともに、健全な雇用環境維持のため、制度や労働者の権利についての周知を推進する。

① 商工業の育成について

- ・ 商工業者・商工会などが取り組む事業の支援や、国や県の推進する商工業支援の制度や事業についての周知を推進する。
- ・ 農林漁商工連携のもと、一次製品の6次産業化を推進し、地域資源を活用した産業振興を図る。

② 雇用対策の推進について

- ・ 就業支援の制度や事業などについて情報提供を推進するとともに、求職中の若年層や今後増加する高齢者の就業支援についても取り組む。
- ・ 職場内での労働時間や労働環境の維持改善に向け、事業者・労働者双方に向けて、法律や制度の情報提供を推進する。
- ・ 本町で伝統的に営まれてきた皮革製品加工業について、販売支援を行う。

ウ 企業誘致の推進

① 情報通信産業の振興

情報通信業の振興に向けて、経済活動を取り巻く社会変化や消費者ニーズに対応した新しい事業展開を志す事業者に対し、支援の充実を図るとともに、情報サービス業が進出しやすい環境整備に務める。

② 起業等への支援

産業の振興及び活性化を図ることを目的として、町内で創業や、町外からの事務所の移転を支援する事業の実施を推進する。

③ 学校跡地利活用の推進

令和2年度に閉校した小学校を有効活用する事業者を公募型で募集し、地域の活性化を図る。

エ 観光の振興

① 観光客の受入れ体制の整備について

- ・ 観光協会などと連携しながら、町内の観光資源のPRを推進するとともに、観光案内所などの拠点づくりの検討も行う。また、観光振興について観光案内ボランティアなど住民参加の促進を行う。
- ・ 観光農業の主力であるイチゴや、都市住民の体験交流の推進など、農業と連携した観光誘客を図る。
- ・ 公園の新規整備などを通じた着地型観光の推進や、通年誘客のためのイベントの検討などを通じて、本町ならではのグリーンツーリズムを推進する。特に、相撲場や弓道場など、伝統的かつ本町固有のスポーツ施設を活用した、合宿の誘致などによる交流人口増進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	土地改良施設維持管理事業 多面的機能支払交付金事業 農道整備事業負担金	各土地改良区 各保全会 千葉県	
	(3)経営近代化施設 農業	畜産事業補助金 国営大利根用水土地改良事業負担金	各農業生産 団体等 国	
	(4)地場産業の振興 生産施設、加工施設	ふれあいセンター整備事業	東庄町	
	(6)起業の促進	創業促進支援補助金	東庄町	
	(9)観光又はレクリ エーション	公園新設工事	東庄町	
	(10)過疎地域持続的 発展特別事業 第１次産業	農地流動化推進助成金 水稻病虫害防除事業交付金 農業資金利子補給 農業後継者組織育成補助金 農業次世代人材投資事業補助金 農業耕作条件改善事業補助金 強い農業・担い手づくり総合 支援交付金 オーエスキー病ワクチン助成金 ＣＳＦワクチン助成金	東庄町 東庄町 東庄町 東庄町 東庄町 東庄町 東庄町 東庄町	これらの事業は地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、集落の維持及び活性化、農地の適正な管理に効果的な成果が見込まれる。

		多面的機能支払交付金	東庄町	
		耕作放棄地再生事業補助金	東庄町	
		環境保全型農業対策事業交付金	東庄町	
		国営大利根用水土地改良事業負担金	国	
		農業水利施設等防災・減災対策事業	東庄町	
		加工用米補助金	東庄町	
		新規需要米等補助金	東庄町	
		経営所得安定対策等推進事業補助金	東庄町	
		飼料用米等拡大支援事業補助金	東庄町	
	商工業・6次産業	農村ふれあい塾補助金	東庄町	
		物産品販路拡大事業補助金	東庄町	
		商工振興事業補助金	商工会	
		中小企業資金融資利子補給金	中小企業者	
		商工会青年部特別事業補助金	商工会	
	観光	観光事業補助金	観光協会	
		産業振興特別事業補助金	イベント実施団体	
	その他	有害鳥獣駆除事業	東庄町	
		狩猟免許取得促進事業補助金	東庄町	

		危険木伐採工事	東庄町	
		地域行政ポイント事業	東庄町	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
東庄町全域	製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

当町の産業振興促進区域における産業の現状及び課題については上記（１）のとおりである。また、振興対象業種の活性化を図るため、上記（２）及び（３）のとおり取組等を推進するとともに、産業振興において周辺市町村との連携に努めるものとする。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

各種公共施設等に関して、将来における利活用の状況を考慮し、施設の長寿命化や整理統合等の対応を適切に図るとともに、施設整備の必要性や施設運営の効率性などを十分に精査・検討し、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら、地域の持続的発展施策を実施する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報通信技術の進歩やスマートフォンなどの普及により、インターネットを活用した情報のやりとりがより身近なものになった。当町においても、町内全域に光ファイバーが敷設され、通信・情報環境の都市部との格差は解消されている。今後、こうした情報技術の発達に即したまちづくりのあり方を検討することが必要である。

(2) その対策

すべての住民が情報通信技術の恩恵を享受できる地域社会を目指し、住民生活への情報技術の浸透を推進する。防災、医療、福祉など、情報通信技術による住民生活の向上を図る。また、あらゆる災害に対応するため、老朽化が進む防災行政無線設備の更新を図り、迅速で確実な情報の伝達手段として、防災行政無線のデジタル化や防災アプリを用いた住民と行政の情報の双方向性の検討、産業の振興、地域コミュニティの充実、行政の効率化のための情報通信基盤整備をすることで、ICTを手段として効果的に活用した取り組みを進め、地域における情報化を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 防災行政無線整備	防災行政無線整備事業	東庄町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用	防災メール配信事業	東庄町	これらの事業は地域の情報化に効果的な成果が見込まれる。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

各種公共施設等に関して、将来における利活用の状況を考慮し、施設の長寿命化や整理統合等の対応を適切に図るとともに、施設整備の必要性や施設運営の効率性などを十分に精査・検討し、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら、地域の持続的発展施策を実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現状と問題点

ア 広域幹線道路

当町の広域幹線道路としては、北部を東西に走る国道356号、南部を東西に走る主要地方道多古笹本線などがある。国道356号は、小見川―笹川間のバイパス化が完了してはいるが、利根川河口堰までの早期完成が待たれるところであり、利根川河口堰（利根川大橋）と接続する一般県道下総橋停車場東城線（北ルート）、主要地方道多古笹本線（南ルート）についても早期の開通が望まれている。

町道については、改良率が79.5%で、周辺自治体と比較して整備が進んでいる。町道は住民にとって重要な生活基盤であり、今後も地元との協議を進めながら整備を進める必要がある。

また、一般農道についても、必要に応じ整備を行い、維持していく必要がある。

イ 地域公共交通

主要な交通機関であるJR成田線は、公共交通機関として重要な役割を果たしているが、笹川駅、下総橋駅を含む成田駅から銚子駅までの区間は概ね1時間に1便程度の運行状況になっている。その他、高速バス路線については東京への往復便が1時間に1便程度、大阪への往復便が1日に1便、それぞれ運行されている。

また、町内循環バス「おでかけ号」は、高齢者の外出支援のほか買い物など、高齢者などの交通弱者のための「生活の足」を目的に導入した。現在では広く住民が利用できる体制で運行しており、身近な交通手段としてさらに有効な運用のため「おでかけ号」の運行ルートの検討など、住民の生活利便を確保する地域公共交通の整備を進める必要がある。

(2) その対策

ア 広域幹線道路

広域幹線道路は早期開通に向け、国や県への要請を継続する。また、町道については、住民のニーズなどを踏まえながら、優先順位を明確にして整備を行う。

広域幹線道路網の整備については、国道356号バイパス、北ルート、南ルートの早期開通のため、周辺自治体と連携を図りながら国や県に対して継続的に要請していく。また、慢性的な渋滞が起こっている道路については、要因の解消に取り組む。

町道の整備については、必要性和事業効果が高い路線から優先順位を考慮して改良工事、舗装工事などを行っていく。舗装済の町道についても幅員の拡幅などの再整備を図り、安心して利用できる町道の整備を進めていく。また、道路や橋梁が本来持つ安全性や機能だけでなく公共財産としての価値にも着目して適正な管理を行っていく。加えて一般農道についても、必要に応じ、整備を推進する。

イ 地域公共交通

町民生活の利便を確保する地域公共交通の整備を進める。特に、高齢者の免許証返納や自動車での移動が困難な方の利便性向上に向けて、「おでかけ号」の運行ルートの検討や、予約制乗合タクシー（デマンドタクシー）の運行、公共交通を補完する施策としてタクシー利用助成実施などによる高齢者等の移動手段を確保する取り組みを推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	町道 0101 号線（仲内）	東庄町	
		町道 0101 号線（根方）	東庄町	
		町道 0102 号線外（八重穂）	東庄町	
		町道 0103 号線（小南）	東庄町	
		町道 0103 号線（宮本）	東庄町	
		町道 0103 号線（宮野台）	東庄町	
		町道 0104 号線（石出）	東庄町	
		町道 0104 号線外（羽計）	東庄町	
		町道 0104 号線外（竜神台）	東庄町	
		町道 0104 号線（大木戸）	東庄町	
		町道 0107 号線（東和田）	東庄町	
		町道 0202 号線（高部）	東庄町	
		町道 0202 号線（平山）	東庄町	
		町道 0203 号線（窪野谷）	東庄町	
		町道 0207 号線（羽計）	東庄町	
		町道 0208 号線（羽計）	東庄町	
		町道 0208 号線（羽計台）	東庄町	
		町道 0208 号線外（新宿外）	東庄町	
		町道 0209 号線（石出）	東庄町	
		町道 0212 号線外（小南）	東庄町	

		町道 1002 号線（新切）	東庄町	
		町道 1004 号線（新切）	東庄町	
		町道 1012 号線（宿浜）	東庄町	
		町道 1018 号線（大木戸）	東庄町	
		町道 1027 号線（新田）	東庄町	
		町道 1030 号線（東町）	東庄町	
		町道 1031 号線（菰敷）	東庄町	
		町道 1045 号線（新田）	東庄町	
		町道 1082 号線（新宿）	東庄町	
		町道 2006 号線（大木戸）	東庄町	
		町道 2008 号線外（大木戸）	東庄町	
		町道 2011 号線（大木戸）	東庄町	
		町道 2015 号線（大木戸）	東庄町	
		町道 2016 号線（大木戸）	東庄町	
		町道 2026 号線外（大木戸）	東庄町	
		町道 2027 号線外（大木戸）	東庄町	
		町道 2049 号線（根方）	東庄町	
		町道 2074 号線（羽計）	東庄町	
		町道 2074 号線（桁沼通学路）	東庄町	
		町道 2088 号線（青馬）	東庄町	
		町道 2088 号線（桁沼通学路）	東庄町	
		町道 2089 号線（青馬）	東庄町	
		町道 2098 号線（仲内）	東庄町	

		町道 2100 号線（菰敷）	東庄町	
		町道 2117 号線（竜神台）	東庄町	
		町道 2138 号線（竜神台）	東庄町	
		町道 2140 号線（羽計）	東庄町	
		町道 2145 号線（羽計）	東庄町	
		町道 2169 号線（今郡）	東庄町	
		町道 2177 号線外（青馬）	東庄町	
		町道 3012 号線（窪野谷）	東庄町	
		町道 3021 号線（窪野谷）	東庄町	
		町道 3023 号線（大友）	東庄町	
		町道 3024 号線（大友）	東庄町	
		町道 3029 号線（小座）	東庄町	
		町道 3013 号線（本郷）	東庄町	
		町道 3039 号線（栗野）	東庄町	
		町道 3047 号線（窪野谷）	東庄町	
		町道 3048 号線（小貝野）	東庄町	
		町道 3137 号線（八重穂）	東庄町	
		町道 4005 号線（東今泉）	東庄町	
		町道 4013 号線（宮本）	東庄町	
		町道 4032 号線（小南）	東庄町	
		町道 4095 号線（小南）	東庄町	
		町道 4111 号線（小南）	東庄町	

	橋りょう	町道 4119 号線（小南）	東庄町	
		町道 4160 号線（夏目）	東庄町	
		一般国道 356 号取付道路（新宿）	東庄町	
		軌道横断工事	東庄町	
		仮町道 2238 号線（仲内）	東庄町	
		赤道（仲内）	東庄町	
		赤道（大木戸）	東庄町	
		除草、防護柵、路面標示	東庄町	
		伐採木等処理、電柱移転費	東庄町	
		大規模盛土造成地二次スクリーニング	東庄町	
		橋梁点検、長寿命化修繕計画	東庄町	
		1009 号橋他 3 橋	東庄町	
		2012 号橋	東庄町	
		2022 号橋	東庄町	
		2015 号橋他 1 橋	東庄町	
		2026 号橋他 1 橋	東庄町	
		2027 号橋他 1 橋	東庄町	
		桁沼橋他 2 橋	東庄町	
		大友橋他 1 橋	東庄町	
		別当内橋他 1 橋	東庄町	
		2012 号橋架け換え	東庄町	
		仲内橋	東庄町	

	その他	高架橋撤去	東庄町	
		旧菰敷樋門水路部（菰敷）	東庄町	
		自転車活用推進計画	東庄町	
		排水機場	東庄町	
	(2)農道	農道維持工事	東庄町	
		農道舗装工事	東庄町	
	(9)過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通 その他	外出支援巡回バス運行事業	東庄町	これらの事業は地域経済の活性化、交通の機能の確保及び向上に効果的な成果が見込まれる。
		外出支援巡回バス購入事業	東庄町	
		交通安全対策事業	東庄町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

建設施設及びインフラに関して、将来的な利活用の状況を考慮しながら、長寿命化や整理統合、廃止解体等の選別を行い対応していく。本計画においては、施設の必要性和運営の効率性といった両面のバランスを十分検討し、公共施設等総合管理計画に基づいた再編・整備を行っていくことが必要である。

6 生活環境の整備

(1) 現状と問題点

ア 環境

大気や水などの生活を取り巻く自然を守るためには、廃棄物や汚水など、産業や住民生活に伴う環境の悪影響を管理する必要がある。当町は、工業団地に多数の事業者があることもあり、事業者とは公害防止協定を結んでおり、また、農家に対して廃棄物の適切な処理方法の指導を継続的に行っている。畜産農家の多い本町の実情により、悪臭防止対策として糞尿処理施設の設置も進めてきた。

廃棄物対策として、不法投棄の監視を継続して行うとともに、家庭ごみに対しては、香取広域市町村圏事務組合で収集しており、分別収集やごみの堆肥化を推進している。

汚水対策として、町内全世帯に対し合併処理浄化槽への切り替え及び設置を推進している。

また町内には、「雲井岬つつじ公園」、「東庄ふれあい公園」、「石出堰親水公園」など地域の自然を活かした公園、野鳥の観察もできる「利根川コジュリンこうえん」、町の南部には県の施設として整備された「東庄県民の森」があり、町民だけでなく、県内外から多くの観光客が訪れている。また、児童遊園などでは、地域住民の手で管理が行われる施設も増えつつあり、今後も住民参加による公園の維持・管理体制を促進していく必要がある。

公園なども含めた町全体の景観についても、住民の参加がなければ維持できるものではない。これまでもゴミゼロ運動や河川の清掃を住民参加のもと推進するなど、住民と協働の景観維持を図ってきており、今後もこうした取組みを継続する必要がある。

イ 上水道

安全でおいしい水を安定的に供給するため、当町では東総広域水道企業団から黒部川を水源とする浄水の供給を受け、2カ所の配水場施設から各家庭へ給水を行っている。上水道供給施設に関しては、東日本大震災においても町施設に被害はなく供給体制を維持し、供給元の復旧後、給水ができています。今後も上水道の水質と安全性、安定供給を確保するための取組みを継続していく必要がある。

しかし、平成28年度策定の「水道施設耐震化計画」により一定の年数が経過した配水管の更新・整備を順次行っているが、耐用年数の40年を超える老朽管の工事が課題である。

また、現在の水道事業では給水原価が供給単価を上回っており、その不足分は毎年町の予算から補てんされている。人口減少に伴う水需要の減少の中、老朽化による施設の更新も含めた水道事業の経営の安定化を図るためには、適正な料金水準への移行や、さらなるコスト削減策の実施に取り組む必要がある。将来的には近隣の水道事業者との統合も視野にした体制の検討も必要になる。

ウ 消防・防災

近年、想定外の激甚災害が全国的に発生しており、自然災害はどこでも起こりうるという意識が高まっている。当町は、急傾斜地と河川があるため、土砂災害や水害に特に注意をする必要がある。高齢化が進んでいることから、要配慮者・避難行動要支援者も増えており、現状に応じた防災体制の充実が必要になる。これに対し、常備消防については、香取広域市町村圏事務組合消防本部の東庄分署が町内にあり、

また町内に消防団も4分団22支部を配置している。

そこで消防・救急車両、消防団車両、消防資機材、防災行政用無線、消火栓等水利の整備を進めるとともに、常備消防及び消防団との連携強化、併せて救急救命士の養成などによる救急体制の充実を図る必要がある。また、近年の災害状況を踏まえ、平成30年に「東庄町地域防災計画」を改定し、町内の防災体制を体系づけたが、その後も激甚災害が全国で頻発しており、教訓を踏まえた計画の更新が求められている。

また、災害時には被災状況の確認、安全な避難経路の確認、支援物資の輸送、情報伝達の補助、罹災証明書の迅速な発行等が求められている。

(2) その対策

ア 環境

住民や事業者と協働で当町の生活環境の維持を図るために、住民の意識向上に向けた取組みを推進する。そして、まちの景観をより良いものにするだけでなく、ごみの分別の促進や合併処理浄化槽の設置を進め、住民が良好な衛生環境での生活が維持できるよう取り組む。また、生活環境に大きな影響を与えうる事業者に対しても、意識向上を図る。

① 公害防止対策の推進

- ・特定事業所との公害防止協定や、野菜生産者や畜産農家への指導や糞尿処理施設の活用促進により、公害防止に努める。
- ・不法投棄防止に向けて、県や関係機関と連携して監視などの対策を推進する。

② ごみ及びリサイクル収集体制の充実

- ・分別収集やごみの堆肥化を推進し、収集の効率化と排出の減量化を図る。また、事業者に対しても、適切なごみ処理について啓発を図る。
- ・資源の有効活用に向けた3R活動を推進する。

③ 排水環境の整備

- ・未処理の生活排水の排出抑制のため、合併処理浄化槽の普及促進と、設置後の適切な維持管理について啓発を進める。

④ 調和と憩いの空間整備

- ・当町のまち並みや黒部川沿いなど、自然環境と調和した景観づくりを推進する。また、清掃などの環境美化活動を、住民と協働で推進する。
- ・住民の憩いや交流など、公園や広場の立地や機能が十分に活かせるように、住民と協働での維持管理を推進する。

イ 上水道

人口動態やニーズを見すえながら、水道管網の施設改良・統合による効率化を進めるとともに、健全な水道経営を行うことで、当町の上水道を維持する。将来的な水需要の推移を見すえながら、適切な料金水準や財源の確保、技術職員の育成、老朽化施設の更新を図りながら、効率的な運用を行う。

ウ 消防・防災

住民一人ひとりの意識改革を図り、地域ぐるみの防災意識の高揚、災害時の避難体制の確立など、災害に強いまちづくりを推進する。また、定期的な防災訓練や、避難場所の周知を図る。

住民の高齢化に伴い、消防本部と消防団が連携して、効果的な消防体制の整備を図るとともに、消防設備・消防水利施設の充実による消防力の整備と消防職員・団

員の資質向上による高度な救急業務への対応など、救命・救急体制の充実を進める。

① 防災体制の強化

- ・当町の地域防災計画を定期的に修正し、県の土木事務所など関係機関や地域と連携した防災体制の強化を図る。
- ・企業などを対象に自主防災組織の結成を促進し、シェイクアウト訓練などの実施により、災害時の初動体制の確保を図る。また、地域と消防団、ボランティアなどとの連携のもと防災訓練などの実施により、応急対応の向上を推進する。
- ・非常食や飲料水の備蓄、民間事業者との防災協定により、大規模な災害時の物資の確保や、民間を含めた広域応援体制及び受援体制の確立を図る。
- ・避難生活に配慮が必要な方のために、福祉避難所及び福祉避難スペース（室）の確保を図る。

② 災害に強いまちづくり

- ・治山治水対策や土砂災害防止対策として、県の土木事務所など関係機関と連携してパトロールを行うなど、危険地域を把握し、周知を図る。
- ・避難所に指定している公共建物の耐震補強と避難経路の点検・確立を進める。
- ・建築年数の経過している住宅の耐震改修を促進する。

③ 消防・救急体制の充実

- ・消防本部と消防団の組織間の連携の充実と、消防団員の確保及び資質の向上、消防・防災体制の整備を図る。
- ・消防本部や東庄分署と連携し、災害に十分対応できる施設・装備の導入を図る。
- ・要配慮者・避難行動要支援者に対応するため、関係機関などとの連携を強化し救急・救命体制の整備を図る。
- ・近隣市町と連携し、救急医療体制の強化を図る。

④ ドローンを活用した災害対応

- ・被災状況の確認、安全な避難経路の確認、支援物資の輸送、情報伝達の補助、罹災証明書の写真撮影などをドローンで行うことにより、安全かつ効果的な災害時対応を図る。
- ・「過疎地域持続的発展支援事業」制度におけるドローンによる災害時物資輸送実証実験の取組を検討する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境 の整備	(1)水道施設 上水道	高料金対策繰出金	東庄町	
	(2)下水処理施設 地域し尿処理施設	合併処理浄化槽設置補助金	東庄町	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	香取広域市町村圏事務組合負担金（ごみ）	香取広域市町村圏事務組合	

	し尿処理施設	香取広域市町村圏事務組合負担金（し尿）	香取広域市町村圏事務組合	
	(4)火葬場	香取広域市町村圏事務組合負担金（火葬場）	香取広域市町村圏事務組合	
	(5)消防施設	消火栓管理 消火栓設置 香取広域市町村圏事務組合負担金（常備消防） 香取広域市町村圏事務組合負担金（非常備消防）	東庄町 東庄町 香取広域市町村圏事務組合 香取広域市町村圏事務組合	
	(7)過疎地域持続的 発展特別事業 生活	公園維持管理 住宅耐震補助金 霊園管理事業	東庄町 東庄町 東庄町	これらの事業は人口の減少、少子高齢化の進展を遅らせ、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、集落の維持及び活性化に効果的な成果が見込まれる。
	環境	環境衛生改善施設補助金 水質調査事業 土壌汚染調査業務 不法投棄防止事業	東庄町 東庄町 東庄町 東庄町	
	防災・防犯	防災訓練 過疎地域持続的発展支援事業	東庄町 東庄町	
	その他	被災者住宅再建資金利子補給金	東庄町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

建設施設及びインフラに関して、将来的な利活用の状況を把握しながら、長寿命化や整理統合、廃止解体等の選別を行い対応していく。本計画においては、施設の必要性和運営の効率性といった両面のバランスを十分検討し、公共施設等総合管理計画に基づいた再編・整備を行っていくことが必要である。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現状と問題点

ア 子ども子育て環境

国勢調査結果によると、平成27年の世帯類型別の世帯数は、核家族世帯が2,317世帯(50.9%)などで、単独世帯の割合が増えてきており、ひとり親と未婚の子のみの世帯も増えてきている。また、18歳未満の親族のいる世帯については、平成27年では1,049世帯(23.2%)で、近年、世帯数・構成比ともに減少傾向を示している。

町内には、私立の認可保育所が3園あり、児童数は260人程度である。保育時間は8時から16時までで、3園とも19時までの延長保育や、土曜日の保育を実施しており、また、毎年数人から10数人が管外保育所を利用している。

幼稚園は、「幼稚園型認定こども園」(『こじゅりんこども園』)があり、児童数は年によって大きな増減がある。その他、放課後児童クラブが、東庄小学校の敷地内に併設されている1か所で実施されており、利用児童数の推移は、年々増加傾向となっている。

イ 高齢者福祉

住民基本台帳による令和3年4月1日現在の人口動向を見ると、年齢3区分人口のうち、高齢者人口(65歳以上)について、前期高齢者(65歳~74歳)は2,674人、後期高齢者(75歳以上)は2,554人と、いずれも増加傾向となっている。また、高齢化率を見ると、75歳以上(後期高齢者人口)の伸びが顕著となっており、さらに、令和元年度の当町の高齢化率37.5%は、全国28.4%及び千葉県26.8%と比較して、高い値での推移となっている。

高齢者世帯の状況で、国勢調査から町の一般世帯の推移をみると、平成12年以降、一般世帯数は横ばいから若干の減少傾向で推移している。一方、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯とも増加傾向にあり、高齢者等のいる世帯については、町内一般世帯の6割以上を占めており、この傾向はさらに強まっていくものと考えられ、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯では移動手段が限られることから買い物等に不便をきたす方が増加している。

ウ 障害者福祉

我が国においては、障害者自立支援法の施行から、障害者福祉の拡充のための様々な制度改正や環境整備等が進められてきており、平成26年には障害者権利条約が批准され、障害のある方に関する法律や制度は目まぐるしく変化している。こうした制度の変更や社会情勢の変化に対応しつつ、町に居住する障害のある方が住み慣れた地域で生きがいを持って自分らしい生活を送ることができるよう、関係団体や事業者などとの連携を図っていく必要がある。

当町における障害者手帳所持者数は年々増加しており、平成28年は3種合計で628人だったが、令和2年は668人となっており、総人口に対する障害者手帳所持者の占める割合は増加傾向にある。

障害種別の障害者手帳所持者割合の推移をみると、令和2年における手帳所持者数の割合は、身体障害者手帳が70.4%と多くを占めているものの、精神障害者保健福祉手帳が増加しており、平成28年の9.1%から約4ポイント増加し、13.9%となっている。

当町においては、総人口に対する障害のある方の占める割合が依然として増加傾

向で推移しているとともに、多様な支援ニーズがみられることを踏まえ、より一層このような社会の実現に向けた取組を推進していくことが重要となる。

エ 地域福祉

近年、私たちの暮らしをめぐる生活環境の整備は着実に進められているが、この状況は人々に多くの利便性を与えてくれる一方で、そこに住む人々の家族構成や意識等も大きく変化し、人々の孤独や孤立といった新たな社会問題も生み出している。全国的な動向としても少子高齢化や世帯の核家族化・単身化が進行するとともに、地域や家族のつながりが希薄になりつつあるだけでなく、子ども・障害者・高齢者への虐待、高齢者の孤独死、ひきこもり、青少年の犯罪、いじめや自殺、消費者被害や生活困窮などが、私たちの日々の暮らしの大きな社会問題となっている。

当町も例外ではなく、人と人とのつながり、地域への帰属意識の低下などで、地域社会の脆弱化が進んでおり、ひとり暮らし高齢者や障害者、ひとり親家庭の増加をはじめ、私たちの身近な生活の中に、様々な問題が見受けられるようになった。また、東日本大震災などを契機として、あらためて地域コミュニティの必要性が再認識され、今後、地域福祉を進めていくうえで、日常からのつながりや災害時における要援護者への支援体制の再構築も求められている。このような背景から、町民と行政との協働のもとで、お互いに支え合う仕組みを構築し、地域福祉に関する活動等を積極的に推進する必要がある。

(2) その対策

ア 子ども子育て支援

すべての町民が、子ども子育てを「社会全体の問題」として認識し、関与していくことが重要である。町民、地域、事業者をはじめ「地域社会全体で子ども子育てに関わる」という意識づくりに向けて、さまざまな機会を通じて町民の理解を深め、連携・協力を図るよう努めていく。多様化した子育て支援に関する町民ニーズにきめ細かく対応していくことは、行政側からの一方的なサービスの提供のみでは困難である。多くの事業や取り組みは、人と人とのふれあいやさまざまな人たちとの関わりが重要な要素であることから、子どもを含む町民や地域団体などの各種関係団体と連携し、施策・事業を推進していく。

① 子育て家庭を支援する地域づくり

すべての家庭が安心して子育てできるよう、社会全体で子育て家庭を支えることによって、子育て家庭が抱えるさまざまな負担感の軽減を図る。また、女性の社会進出の増加に対応して、子育てしながら働きやすい環境づくりを一層推進する。さらに、幼児教育の充実とともに、子育てすることで享受できる喜びを十分に感じられる環境づくりや、子育て家庭に関係するさまざまな地域資源のネットワークがその力を十分に発揮できる地域づくりを進める。

② 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制づくり

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、安全な妊娠・出産の確保と育児不安の軽減、子どもの疾病の予防などを目的とした健康相談や保健指導の充実を図り、妊娠期から切れ目無く継続した育児支援を推進する。また、思春期からの母性・父性の育成や親と子が健やかに暮らすことができる地域づくりに取り組んでいく。障害のある子どもが地域の中で安心して共に生活できるよう、経済的負担の軽減や障害福祉サービスの充実、適切な情報の周知等を行い、障害のある子どもがいる家庭の子育てを支援する。

③ 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり

子どもの権利条約で、「子どもに関することを決める際には、“最善の利益”を確保することが大人の義務である」とうたわれており、当町では、すべての子どもが持つ権利や自由が最大限に尊重される社会の実現をめざしている。中でも、子どもの権利を守り育むため、子どもにとって何が必要か子ども自身を含めた町民に議論してもらい、子どもの権利に関する町民一人ひとりの意識の醸成に努め、さらに、児童虐待の発生予防などの対策を講じていく。安全で快適な居住空間や安心してのびのびと活動できる空間が必要になることから、子どもや子育て家庭に配慮した居住環境の充実に努めるとともに、安全で快適に暮らせるまちづくりに向けた公共施設等の整備を推進する。

④ 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

子どもが自己を確立し、調和の取れた人間として総合的に成長するため、家庭・学校・地域が連携し、本来持っている教育力の活性化を図る。家庭では、将来の人格形成の場であることを踏まえ、家庭教育に関する学習の機会や情報提供を充実させるとともに、親子のふれあいを重視した取り組みを進める。学校では、基礎・基本の確実な定着と個性を生かす学校教育の充実を図り、生涯にわたって自己を向上させる意欲を育んでいく。また、家庭や地域との連携・協力を深め、地域に開かれた学校づくりを推進する。地域では、現在の子どもたちに不足しがちな自然体験や社会体験、生活体験などに子どもが自らの意思で挑戦する機会を、地域の教育資源等を活用しながら広げていく。

⑤ 子どもと子育て家庭の支援

子どもを安心して産み育てるためには、子どもの保健対策の充実や保護者の経済的負担の軽減を図る必要がある。0歳から高校生等に係る医療費の全額を助成するため医療費助成事業を実施する。

また、教育の充実及び子育て支援として、子ども園・小学校・中学校に就学する児童生徒の学校給食費の全額助成を実施する。

イ 高齢者福祉

高齢化がさらに進展し、支援ニーズも質・量ともに増加が予想されるなか、支え手となる若年世代の人口は少子化等により減少が進み、地域の福祉環境にとっては厳しい時代を迎えようとしている。高齢者を支援するさまざまな取り組み、介護サービス等が整備されてきたなかで、今後はより地域に根ざした一人ひとりの意識や行動が問われるようになると思われる。住み慣れたふるさとで、多様なコミュニケーションのもと、いきいきと暮らすことが、健康づくりや介護予防となる。地域包括ケアシステムのさらなる推進や、地域共生社会の実現に向けた取り組みを通じ、高齢者が住み慣れた地域で支え合い、安心して暮らし続けられる高齢社会の実現を目指すしていく。

① 健康でいきいきと過ごせる地域づくり

高齢者が、生涯にわたり心身ともに健康でいきいきとした暮らしを送るため、高齢者による主体的な健康づくりを支援し、介護予防を推進する。また、高齢者の経験や知識を活かし、社会的役割や生きがいを持って活動できる場・機会がさらに広がるよう、生きがい活動の支援、社会参加・就業支援等の施策を推進し、いきいきと暮らせる地域の実現を図る。

② 地域で安心して暮らせる環境づくり

高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援体制の強化や関係機関・団体等との連携を強化するとともに、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築を図る。また、防災や感染症対策など、高齢者の安全・

安心につながる全町的な取り組みとともに、権利擁護の推進、認知症高齢者に対する周囲の理解や身近な見守りなど、地域における支援体制の構築を図る。さらに、高齢者を介護する家族の負担を軽減し、介護者が安心して介護を続けることができるよう、支援の充実に取り組んでいく。

③ 日々の生活を支援する仕組みづくり

住み慣れた地域で安心してその人らしい人生が送れるよう、支援が必要な高齢者に、必要な介護保険サービスや高齢者福祉サービス等を提供できる体制を確保するとともに、介護保険制度の改正に対応し、介護給付の適正化による介護保険事業の円滑な運営、質の向上を図る。また、生活の質の向上に向けた支援の充実に努めるとともに、良質なサービスの提供が可能となるように、福祉・介護に関わる人材の確保・育成に努めるとともに、地域資源・人材を活用した多様な生活支援について取り組んでいく。

④ ドローンを活用した買い物代行等支援

高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯では移動手段が限られることから買い物等に不便をきたす方が増加しているため、「過疎地域持続的発展支援事業」制度におけるドローンを活用した買い物代行等の物資輸送実証実験の取組を検討する。

ウ 障害者福祉

障害者施策は、全ての町民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念に則り、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要がある。

保健・医療・福祉の連携のもと、障害を持つ方やその家族が、自分たちの意思で様々な障害福祉サービスを効果的に活用しながら、生きがいを持ち日々の生活を営むことのできる環境を整えていくとともに、障害のある方もない方も可能な限り身近な場所において社会活動に参加し、安心して生活を送ることができる「共生社会」の実現のための施策の推進を図る。

① 福祉教育

障害のあるなしにかかわらず、誰もが自分らしく生きることができる「共生のまち」を目指すには、町民や事業者が、障害のある方とその障害特性についての正しい理解を持ち、障害のある方に対する「心の壁」を取り除くことが必要である。

このため、障害があっても暮らしやすいまちづくりに向けて、障害に対する理解と意識向上を目的とした施策を推進する。

また、社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、障害者団体等の様々な主体の取組との連携を図りつつ、障害者差別解消法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開するとともに、相談体制の充実等に取り組むことにより、障害のある方の権利侵害の防止や被害の救済を図る。

② 自立支援

障害のある方の自立した生活の実現に向け、日常生活支援としての「地域生活支援事業」を含めたサービス供給の担い手の拡大や内容の充実に努めるなど、障害特性にあった利用者本位の生活支援体制の整備を推進する。

また、生活安定のための経済的負担の軽減施策やレスパイトサービスなどその家族への援助施策を充実させると同時に、障害のある方が多様な生活の選択が可能となるよう、グループホーム事業の推進等に努める。

エ 地域福祉

当町では、これまで地域の特性や住民のニーズに基づいて様々な福祉施策を展開

してきているが、今後の地域福祉においては「住民相互の連携と共助、団体や事業者と行政との協働による新しい福祉のまちづくりを地域の福祉力を結集して強力に推進すること」が一層強く求められている。このため、行政だけでなく地域福祉の様々な担い手が 特徴や能力を活かし、それぞれの役割を果たしながら、お互いに連携を図り、「協働」による取り組みを進めていく。

① 地域で支え合う安心ネットワークづくり

地域で安全に安心して暮らせるよう、地域での見守り・助け合いネットワーク事業の充実をはじめ、生活困窮者対策や就労支援、住まいの支援の強化等に取り組む。また、災害時や緊急時の支援体制の充実や防犯活動の推進、さらには、外出・移動支援や交流活動の支援に努めるなど、町民一人ひとりのやさしさや思いやりを行動につなげた、みんなで支え合う安心ネットワークのまちづくりを進める。

② サービスを利用しやすい環境づくり

自立した生活を支えるための様々な福祉サービスを、必要とする人が適切に利用できるよう、個々の状況に応じた相談体制の充実をはじめ、的確な情報提供を行うとともに、良質な福祉サービス提供体制の整備を図る。また、様々な社会参加が可能になるように、公共施設や道路のバリアフリー化、移動手段の確保を進め、みんなが暮らしやすいまちづくりを進める。さらに、だれもが生き生きとした生活を営むことができるよう、地域に密着した多様なサービスやサービス利用者の権利擁護の普及等に努めるまちづくりを進める。

③ 地域福祉を支える多様な担い手づくり

少子高齢化、核家族化が進行し、さらに個人の価値観の多様化により家族や地域で相互に支え合う機能が弱まってきている昨今、町では、町民一人ひとりの地域福祉に関する意識向上を図るとともに、ボランティアの育成などで地域において支え合う仕組みづくりをめざす。また、社会福祉協議会などの団体と連携の強化を図り、すべての町民が、相手のことを考えて支え合い、心豊かに過ごせるまちづくりを進める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2)認定こども園	こども園園舎等整備工事	東庄町	
	(7)市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	保健センター整備工事 保健センター維持管理	東庄町	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	医療費助成事業 子育て支援事業 乳幼児健診	東庄町 東庄町 東庄町	これらの事業は人口の減少、少子高齢化の

		妊婦健診・産後ケア	東庄町	進 展 を 遅らせ、 地 域 社 会 を 担 う 人 材 の確保、 医 療 提 供 体 制 の確保、 教 育 環 境 の 整 備、集落 の 維 持 及 び 活 性 化 に 効 果 的 な 成 果 が 見 込 まれる。
		不妊症不育症事業	東庄町	
		ファミリーサポートセンター事業	東庄町	
		保育事業	東庄町	
		放課後児童クラブ事業	東庄町	
	高齢者・障害者 福祉	介護施設等整備事業交付金	東庄町	
		シルバー人材センター	東庄町	
		シニアクラブ事業	東庄町	
		シニアクラブ補助金	東庄町	
		老人福祉事業	東庄町	
		デイサービス運営事業委託料	東庄町	
		過疎地域持続的発展支援事業	東庄町	
	健康づくり	健康診断	東庄町	
		人間ドック委託料	東庄町	
		予防接種	東庄町	
	その他	社会福祉協議会	東庄町	
		障害者自立支援事業	東庄町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

建設施設及びインフラに関して、将来的な利活用の状況を考慮しながら、長寿命化や整理統合、廃止解体等の選別を行い対応していく。本計画においては、施設の必要性和運営の効率性といった両面のバランスを十分検討し、公共施設等総合管理計画に基づいた再編・整備を行っていくことが必要である。

8 医療の確保

(1) 現状と問題点

当町には国民健康保険東庄病院があり、住民の身近な医療機関として利用されている。東庄病院と保健福祉総合センターが併設するエリアを「健康づくりの里構想」の中心拠点と位置づけ、医療・保健のネットワーク構築を図ってきた。東庄病院の診療科目は内科、小児科、整形外科であり、経営状態については平成22年度以降黒字となっていたが、平成28年度以降は、赤字と黒字が交錯している。また、訪問看護事業所が町内に1か所で24時間体制ではないなど、高齢化に伴い在宅医療の重要性が増大する懸念がある中で、地域医療の体制には課題が残っている。

今後、旭中央病院を核として、町内開業医院2院と歯科医院4院との地域医療連携を進めながら住民のニーズに対応できる機能充実には、医師・看護師の確保に取り組む必要がある。また、令和2年以降、猛威を振るう新型コロナウイルス感染症に対応した地域医療体制を維持・確保することが必要である。

(2) その対策

東庄病院は、地域医療の中核として医療水準の維持・向上に努めるとともに、行政や町外の医療機関と連携し、地域包括ケアシステム及び広域医療ネットワークの確立に努める。

ア 医療サービスの充実

- ① 東庄病院を地域医療の中核として、広域的な地域医療機関とのネットワーク構築を推進するとともに、療養病床の再編を含めた機能強化を図る。
- ② 医師及び看護師など医療人材の確保に取り組む。
- ③ 地域包括ケアシステムの推進に伴い、在宅医療を支える緊急対応可能な他職種連携の体制の構築を推進する。また、総合診療専門医の育成に努め、保健・医療・福祉・介護のさらなる体制構築を推進する。

イ 保健サービスの拡充

- ① 新型コロナウイルスワクチン接種に対応した、地域医療連携を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設 病院	東庄病院繰出金	東庄町	
	(3)過疎地域持続的 発展特別事業 自治体病院	医学生奨学金貸付	東庄町	これらの事業は地域社会を担う人材の確保、医療提供体制の確

				保に効 果的 な 成 果 が 見 込 ま れる。
--	--	--	--	---

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

建設施設及びインフラに関して、将来的な利活用の状況を考慮しながら、長寿命化や整理統合、廃止解体等の選別を行い対応していく。本計画においては、施設の必要性和運営の効率性といった両面のバランスを十分検討し、公共施設等総合管理計画に基づいた再編・整備を行っていくことが必要である。

9 教育の振興

(1) 現状と問題点

ア 学校教育

人口減少・少子高齢化が進む中、教育に対する住民の期待・関心は益々大きくなっている。幼稚園や小中学校での教育を通して学んだことを、豊かに生かしていくことができる「生きる力」の育成及び社会の中で個性が輝く「人間力」の醸成を図るため、学校教育のより一層の充実を図る必要がある。そうした子どもにとって望ましい教育環境を整えるため、小学校の統廃合を行った。今後は、小中一貫教育など、適切な教育体制の検討を進めていく必要がある。

情報化社会、生涯学習社会に対応した教育内容の一層の充実、学校内外の安全体制確保、いじめや非行のない心豊かな児童・生徒を育成する教育の推進などが強く求められる。このため、学校・家庭・地域との連携を図りながら、健康で心豊かな人間性を育む教育環境づくりに取り組んでいく必要がある。

加えて、障害者差別解消法の施行に伴い、「合理的配慮」が教育の場においても求められる。したがって、障害のある幼児児童生徒が障害のない幼児児童生徒と同じ場で可能な限り共に学ぶことを追及するとともに、一人ひとりの教育的ニーズに対して、適切な指導及び支援を行う特別支援教育を推進し、インクルーシブ教育システムの構築を検討していく必要がある。

また、新型コロナウイルスに感染することのないように、学校教育活動における感染防止対策が求められている。

イ 青少年教育

少子化や核家族化など社会環境の変化の中で、家族の絆、身近な地域社会との人間関係が希薄になってきている。そのような状況の中、青少年を取り巻く環境は、有害なインターネットなどの情報や図書の氾濫、少年による凶悪・粗暴な事件の多発など、きわめて憂慮すべき状況にある。

また、両親が共働きで、祖父母等も身近にいない世帯では、放課後や長期休業に子どもたちがどのように過ごすか、その対応が課題となっている。

このような社会背景の中で、青少年が自分の夢を確立し、地域社会でボランティアやリーダーとして地域活動に参加し、地域での仲間づくりや地域の課題に取り組むことが求められている。「青少年は地域で育む」という視点に立って、各種体験活動などを通して青少年の社会参加を促し、次世代を担う青少年の健全育成のために望ましい地域環境づくりが求められている。

また、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴い、政治的中立を保ちながら主権者教育を推進する必要がある。

ウ 生涯学習（スポーツレクリエーション）

町を担う人材を育成するためには、子どもたちへの教育だけでなく、すべての住民がいつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができる環境が必要である。当町は公民館を拠点として、その環境の充実を図ってきた。公民館では各種講座の開催、図書館蔵書管理システムによる整備など、生涯学習ニーズへの対応を図っている。また、生涯学習の推進にあたっては、団塊世代の現役引退に伴う生涯学習人口の増加や多様化する要望に応えられるよう、柔軟に対応していくことが求められている。特に、スポーツ・レクリエーションの目的は単に楽しむだけでなく、健康づくり、コミュニティの醸成など、多岐にわたる効果が期待できるものになっている。

レクリエーションとしてのスポーツについては、公民館における健康増進プログラムとして各種教室が行なわれており、住民の健康づくりの促進につながっている。また、グラウンドゴルフなど地域住民の参加しやすい軽スポーツのイベントには多くの参加があり、高齢者の健康づくりや多世代交流、コミュニティの醸成など、分野を超えた多くの効果があるものと考えられる。

町内にある相撲場や弓道場においては、町外からのスポーツ合宿が行われるなど、地域資源を活用したスポーツ振興につながっている。こうした活動を支えるために、町内のスポーツ施設や閉校後の体育館など、活動場所の提供や、スポーツ推進委員など指導者を確保していくことが重要である。

また、新型コロナウイルスに感染することのないように、生涯学習活動における感染防止対策が求められている。

(2) その対策

ア 学校教育

21世紀をたくましく生き抜く子どもたちの育成に向け、学校教育の充実を図る。そのために、ふるさと東庄町への愛着と誇りを醸成しながら、自ら学び、思考し、表現する力を育成する。また、子どもたちが主体的に学ぶことのできる教育環境を整備する。小学校統合にあたって、「学校・家庭・地域社会」がより緊密に連携し町に根付いた特色ある学校づくりを進める。

また、学校教育活動において新型コロナウイルス感染症防止対策を行うとともに、幼児、児童、生徒の保護者などに対する新型コロナウイルスへの対応として、感染拡大防止のための周知・啓発に努める。

① 教育内容の充実

- ・情報化やグローバル化など、急激な社会的変化に対応するために必要な知識や力を身につけることのできる教育を推進する。
- ・総合学習において、地域との連携を強化し、町の良さを実感できる教育活動を推進する。
- ・子どもたちの「知・徳・体」の向上を図り、個性や能力を引き出していくために、アクティブ・ラーニングなどに取り組み、主体的に学ぶことのできる教育を推進する。
- ・地域の農産物に対する理解と関心を高め、よい食習慣や食生活の知恵を身につけるために、食育の推進に努める。
- ・障害のある幼児児童生徒に対し、一人ひとりに応じた指導や支援（特別支援教育）のために特別支援教育支援員を充実するのに加え、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が可能な限り共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築について検討を進める。
- ・選挙年齢が満18歳以上に引き下げられたことに伴い、学校教育において、政治的中立を確保しつつ、主権者教育を推進する。
- ・小学校統合に伴い、教育は地域全体で取り組むものという意識のもと、ミニ集会や学校公開を積極的に行うなど、「学校・家庭・地域社会」がより緊密に連携しながら地域一体となった教育の実現を図る。

② 教育環境の整備

児童、生徒1人1台の学習用タブレット端末の整備と、学校施設内の無線ネットワーク環境の整備を行い、学びの質を高め、情報活用能力を育むICTの活用を進める。

イ 青少年教育

青少年が、社会の一員として自覚を高めることができる活動を支援する。また、家庭、学校、地域、関係団体が連携し、青少年の健全育成に努める。子どもたちの地域への愛着と誇りを育み、地域社会の一員としての自覚を高めるため、地域学習を推進する。さらに、保護者が就労等のため、日中家庭にいない子どもたちの健全な育成を図るため、放課後や長期休業に、学習や生活、遊びのできる場所を提供していく。

その他、競技としてスポーツに取り組む子どもたちのために、スポーツ少年団などへの支援を行うとともに、町内のスポーツ施設や学校体育館などを活動の場として活用できるよう、支援する。

多くの子どもたちが興味を持って参加できる事業の開催や、スポーツ少年団などで青少年の健全育成を推進する。そして、これらの活動を通して、地域における人間関係の構築を図っていく。

また、新型コロナウイルス感染症防止対策の周知・啓発に努める。

ウ 生涯学習（スポーツレクリエーション）

学校教育と生涯学習の連携を図り、子どもから高齢者まで、誰でも参加し、いつでも学ぶことのできる体制を構築する。また、多様な価値観にあわせた生涯学習の機会を提供する。住民のさまざまな学習意欲を満たす各種講座を積極的に開催するとともに、小・中学生の保護者を対象とした子育ての学習の場として、家庭教育学級の充実を図っていく。さらに、公民館や図書館の利用促進により、生涯学習を推進する体制を構築する。また、新型コロナウイルス感染症防止対策の周知・啓発に努める。

その他、レクリエーションとしてのスポーツについては、住民の健康づくりやコミュニティ醸成など、多様な効果が期待できる意義深いものであることから、積極的な健康づくりに取り組む住民活動を支援し、生涯を通じて気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりを推進する。今後も、競技スポーツの推進や、各地域で行われるスポーツ活動の支援を行うとともに、既存施設を活用したスポーツ合宿やスポーツ大会の開催を推進し、町外からのスポーツ合宿による都市交流を推進する。

また、令和2年度に閉校した小学校体育館や跡地の有効活用を進め、地域の活性化を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	小学校校舎等整備工事	東庄町	
		中学校校舎等整備工事	東庄町	

	(3)集会施設、体育施設等 体育施設	体育施設維持管理	東庄町	
		体育施設整備工事	東庄町	
	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 幼児教育	通園バス運行事業	東庄町	これらの事業は人口の減少、少子高齢化の進展を遅らせ、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通の機能の確保及び向上教育環境の整備、集落の維持及び活性化に効果的な成果が見込まれる。
		給食費助成事業（こども園）	東庄町	
	義務教育	通学路防犯灯設置工事	東庄町	
		外国青年招致事業	東庄町	
		奨学資金利子補給補助金	東庄町	
		学習指導員配置（小学校）	東庄町	
		スクールカウンセラー配置（小学校）	東庄町	
		学校介助員配置（小学校）	東庄町	
		英語講師派遣事業	東庄町	
		ICT 支援員配置（小学校）	東庄町	
		児童等健康診断	東庄町	
		スクールバス運行事業	東庄町	
		ICT 教育事業（小学校）	東庄町	
		小学校教育振興費	東庄町	
		給食費助成事業（小学校）	東庄町	
		学習指導員配置（中学校）	東庄町	
		部活動支援員配置	東庄町	
		ICT 支援員配置（中学校）	東庄町	

	生涯学習・スポーツ	生徒等健康診断	東庄町	
		ICT 教育事業（中学校）	東庄町	
		中学校教育振興費	東庄町	
		給食費助成事業（中学校）	東庄町	
		PTA 補助金	東庄町	
		給食事業	東庄町	
		公民館主催事業	東庄町	
		子ども会補助金	東庄町	
		公民館施設管理	東庄町	
		図書館事業	東庄町	
		青少年連絡協議会補助金	東庄町	
		コジュリンマラソン実行委員会活動費	東庄町	
		スポーツ協会補助金	東庄町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

建設施設及びインフラに関して、将来的な利活用の状況を考慮しながら、長寿命化や整理統合、廃止解体等の選別を行い対応していく。本計画においては、施設の必要性和運営の効率性といった両面のバランスを十分検討し、公共施設等総合管理計画に基づいた再編・整備を行っていくことが必要である。

10 集落の整備

(1) 現状と問題点

当町の人口移動の現状は、社会減が継続しており、とりわけ若い世代の転出超過が顕著である。若者層の都会への流出等による人口減少は、地域の活力の衰退につながり、少子高齢化や地場産業の低迷を招き、地方の集落機能の低下が深刻な問題となっている。

また、住民の未婚率が増加傾向にあることも課題であり、結婚の希望のある住民に対しての支援も検討する必要がある。

ア コミュニティ

当町では、郷土意識や連帯感の高揚を図るために様々な行事を開催するなど、コミュニティ醸成のための取組みを継続的に行っている。しかし、人口減少や就労環境の変化による生活様式の多様化、個人の価値観の変化などにより、昔ながらの人のつながりやお互いの助け合い、連帯感といったコミュニティ意識に変化が生じている。町の自治機能を維持していくためにも、各地域のコミュニティ意識や活動をこれまで以上に活性化させ、地域の連帯感を高めていく必要がある。これまで協働のまちづくりのために、地域の課題を地域で考え取り組んでもらう取組みは行ってきたが、住民のつどいの場など、日常的にコミュニティ意識を醸成するための施設は十分ではない。特定の課題解決に向けた協働も重要だが、その基盤となる、地域の生活の中でコミュニティ意識を向上させる取組みが求められる。

イ 土地利用

当町での土地利用形態は約半分を農地が占め、中央部の丘陵地には畑地が、北部と南部には水田地帯が広がっている。人口は、北部のJR成田線、国道356号沿いに多くが集中して市街地を形成し、他の地域では集落が点在している。その他、東庄県民の森を中心とする地域、東庄工業団地一帯など、特徴を持ついくつかのゾーンに区分けすることができる。町の北側ほぼ半分の地域を都市計画区域としているが、今後も地域の実態を考慮したうえで、都市計画道路の見直しや開発と保全のバランスを図りながら施策を展開していくことが必要である。

(2) その対策

観光などで町への移住意向を持った方に、十分な情報提供を行うことで、円滑に当町への転入につなげられる体制整備を行う。また、子育て世代と親世代の同居・近居の促進を支援することで、Uターンを促進する。また、移住者を受け入れられる住宅情報発信のために、空き家バンクの整備を進め、必要に応じて住宅整備の支援などを検討する。結婚希望のある未婚者に対し、婚活イベントなど出会いの機会の創出に取り組む。

ア コミュニティ施設の整備

日常的にコミュニティへの意識を醸成するために、地域住民が気軽に集うことのできる施設整備の検討を進める。住民や地域、各団体などと行政が、それぞれの役割分担のもと、相互に補完し合いながら、パートナーとして対等・協力の関係で活動することにより、住民との協働によるまちづくりを実現していく。

また、積極的な行政情報の提供と情報の共有化により、住民の参加機会の拡充や意見反映ができる体制づくりに努める。

イ 土地利用

計画的で秩序ある土地利用では、当町の特性を踏まえた土地の活用と保全を考慮し、土地利用構想におけるゾーン別の土地利用方針に基づき、各種の計画や事業の検討を行う。また、町有地については有効活用を推進していく。

(3) 計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	空き家活用推進事業	東庄町	これらの事業は人口の減少、少子高齢化の進展を遅らせ、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、集落の維持及び活性化に効果的な成果が見込まれる。
		区交付金	東庄町	
	(3)その他	婚活支援事業補助金	東庄町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

建設施設及びインフラに関して、将来的な利活用の状況を考慮しながら、長寿命化や整理統合、廃止解体等の選別を行い対応していく。本計画においては、施設の必要性和運営の効率性といった両面のバランスを十分検討し、公共施設等総合管理計画に基づいた再編・整備を行っていくことが必要である。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現状と問題点

当町には、芸術・文化活動を行う団体として文化協会や自主活動団体が多数あり、町公民館利用団体として登録され、日ごろから各団体が公民館を拠点として活発に活動している。また、その成果を披露する場として、東庄町文化祭をはじめ各種イベントを開催している。今後、高齢化が進むことが予想されることから、シニア世代の文化活動や余暇時間の有効活用といった需要増加が見込まれ、芸術・文化活動は生き甲斐づくりとしての効果も期待されている。また、歴史教室などで史跡巡りを実施するなど、文化財を活用した取組みも行っている。

郷土芸能では笹川の神楽、左右大神の神楽をはじめとする無形の民俗文化財も継承されており、古くから残る貴重なまちの伝統文化として保存を図っていく必要がある。特に、このような活動が、新型コロナウイルス感染症の影響により活動の自粛や、イベントの中止によって途絶えてしまうことが懸念される。

(2) その対策

住民による芸術・文化活動を支援し、活発化を促進する。また、文化財の保護を行うとともに、これを積極的に活用した取組みを行う。さらに、新型コロナウイルス感染症による影響が生じないよう対策を講じる。

ア 芸術・文化活動の展開

文化協会や自主活動団体による芸術・文化活動を支援するとともに、成果を発表する場を設けることにより、活動の活発化を図る。そして、高齢者の生き甲斐づくりのために、こうした団体への加入を促進する。また、芸術・文化に関する意識を高揚させ、地域文化の育成を進める。

イ 文化財の保護と活用

埋蔵文化財の調査・研究を推進し、現状保存を図るとともに、必要に応じた発掘調査を行い、出土品の保管・展示を行う。文化財の保護と活用を図り、案内板の設置などによりPRを行うとともに、当町の歴史や文化財を次世代に伝承する手段として、観光ボランティアとの協働で史跡などを巡る活動などの取組みを実施する。

ウ 伝統文化の保存

郷土芸能などの無形の民俗文化財を維持していくため、後継者育成などの取組みを進める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 0 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	郷土史研究会補助金 指定無形文化財継承補助金 文化協会補助金	東庄町 東庄町 東庄町	これらの事業は地域社会を担う人材の確保、集落の維持

		文化財保護	東庄町	及び活性化に効果的な成果が見込まれる。
--	--	-------	-----	---------------------

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

建設施設及びインフラに関して、将来的な利活用の状況を推進しながら、長寿命化や整理統合、廃止解体等の選別を行い対応していく。本計画においては、施設の必要性和運営の効率性といった両面のバランスを十分検討し、公共施設等総合管理計画に基づいた再編・整備を行っていくことが必要である。

1 2 再生可能エネルギーの利用推進

(1) 現状と問題点

近年、地球規模で温暖化が進む中、脱炭素社会の構築に向け、既存資源の省エネルギー化に向けた取り組みや、太陽光、風力などの環境にやさしい再生可能エネルギーの創出が求められている。

また、東日本大震災発生以降、環境負荷の低減を図りながら省エネルギーの意識が高まっており、再生可能エネルギーが緊急時における電力供給の面で、重要性がますます高まっている。

(2) その対策

住宅用太陽光発電設備などの設置費用の一部を助成し、家庭における再生可能エネルギーの利用推進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 1 再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	住宅用省エネルギー設備設置補助金	東庄町	これらの事業は定住化、地域経済の活性化に効果的な成果が見込まれる。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

建設施設及びインフラに関して、将来的な利活用の状況を見極めながら、長寿命化や整理統合、廃止解体等の選別を行い対応していく。本計画においては、施設の必要性和運営の効率性といった両面のバランスを十分検討し、公共施設等総合管理計画に基づいた再編・整備を行っていくことが必要である。

1 3 その他地域の持続的な発展に関し必要な事項

(1) 現状と問題点

ア 協働・コミュニティ

わが国全体において人口減少が進む中、地方分権制度改革が進んでいる。当町においても、求められる責務が増加傾向にある一方、人口減少による厳しい財政状況が予想されることから、適正な職員規模を検討しなければならない状況である。こうしたことから、様々な分野において住民と行政の協働によるまちづくりの必要性が高まっている。当町はこれまで、防犯パトロールや環境美化活動において住民の自主的な活動があったのに加え、平成21年度から住民の発案による地域活性化事業への支援を行っており、地域のイベントなどが住民のアイデアで実施されてきた。また、平成24年より、行政協力員まちづくり会議を実施しており、協働のまちづくりに向けて、これまで以上に直接的に意見や提言ができるよう取り組んでいる。今後も、積極的な行政情報の提供とさらなる住民参画の推進により、協働のまちづくりの実現に向けた取組みを進めていくことが必要である。

イ 男女共同参画

女性を取り巻く社会環境の変化を背景として、女性が職場や地域活動など社会の多様な場に参画することが一層活発化しており、住民生活の向上や経済社会の発展に対する女性の貢献が重要になっている。しかし、女性の能力・適性への偏見や固定的な役割分担の意識、さらに、それにもとづく社会習慣・行動様式が現在においても残っている。また、女性の社会参画に対応する社会的条件整備も遅れており、女性が実社会に参画するための環境整備が必要となっている。当町においては、令和2年度に「第2次東庄町男女共同参画計画」を策定しており、今後も男女共同参画意識の啓発と女性の社会参画のための環境を整備していく必要がある。

ウ 過疎対策事業に対する基金の創設

これまで記述したように、今後、地域医療の確保、日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化のために、幅広い分野において町民生活に密着したサービスを展開することが必要となり、将来にわたり、その対策に要する費用は今後ますます増えていくことが予測される。

(2) その対策

ア 協働・コミュニティ

① 協働のまちづくりの推進

さまざまな地域課題の解決に向けて、行政・住民・関連団体などが協働で取り組む地域社会を目指し、課題の共有や意見交換の機会を積極的に設ける。また、まちづくりへ参加することの重要性についての意識啓発を行うとともに、NPO組織の設立促進やボランティアネットワークづくりなど、自主的かつ主体的な住民活動を促進する。

また、行事やコミュニティ活動の支援、日常的に住民の連帯感と地域への愛着を醸成するために、コミュニティ施設の整備を検討する。

② コミュニティ活動の促進

住民一人ひとりが地域に誇りと愛着を持ち、心の絆を深めていくために、行事やコミュニティ活動を支援する。

イ 男女共同参画

女性が社会のあらゆる分野に参画し、多様な活動を通じてその能力を発揮することができるよう、男女共同参画意識の啓発強化、各種審議会・委員会などへの参画促進などを進める。男女共同参画が、すべての人にとって重要であることを、周知啓発する。また、女性の多様な価値観やライフスタイルに応じた支援を提供し、積極的に活躍できる環境づくりを推進する。

ウ 過疎対策事業に対する基金の創設

地域医療の確保、日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化のためなど、今後も幅広い分野において町民生活に密着したサービスを展開するため、その対策に要する費用については、過疎対策事業に対する基金を造成して有効な活用が図れるようにする。

(3) 計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 2 その他 地域の自立促進に関し必要な事項		地域活性化事業補助金	東庄町	これらの事業は地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化に効果的な成果が見込まれる。
		東庄ふれあいまつり交付金	東庄町	
		収税協力会交付金	東庄町	
		コンビニ交付システム導入委託料	東庄町	
		コンビニ収納等事務委託料	東庄町	

事業計画（令和３年度～令和７年度） 過疎地域持続的発展特別事業

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	定住支援補助金	東庄町	これらの事業は人口の減少、少子高齢化の進展を遅らせ、定住化、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通の機能の確保及び向上、医療提供体制の確保、教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地の適正な管理に資する。
	地域間交流	地域間交流事業	東庄町	
	人材育成	地域おこし協力隊事業	東庄町	
		地域プロジェクトマネージャー事業	東庄町	
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第１次産業	農地流動化推進助成金	東庄町	
		水稻病虫害防除事業交付金	東庄町	
		農業資金利子補給	東庄町	
		農業後継者組織育成補助金	東庄町	
		農業次世代人材投資事業補助金	東庄町	
		農業耕作条件改善事業補助金	東庄町	
		強い農業・担い手づくり総合支援交付金	東庄町	
		オーエスキー病ワクチン助成金	東庄町	
		C S F ワクチン助成金	東庄町	
		多面的機能支払交付金	東庄町	
		耕作放棄地再生事業補助金	東庄町	
		環境保全型農業対策事業交付金	東庄町	

		国営大利根用水土地改良事業負担金 農業水利施設等防災・減災対策事業 加工用米補助金 新規需要米等補助金 経営所得安定対策等推進事業補助金 飼料用米等拡大支援事業補助金 農村ふれあい塾補助金 物産品販路拡大事業補助金 商工振興事業補助金 中小企業資金融資利子補給金 商工会青年部特別事業補助金 観光事業補助金 産業振興特別事業補助金 その他 有害鳥獣駆除事業 狩猟免許取得促進事業補助金 危険木伐採工事 地域行政ポイント事業	国 東庄町 東庄町 東庄町 東庄町 東庄町 東庄町 東庄町 商工会 中 小 企 業 者 商工会 観 光 協 会 イ ベ ン ト 実 施 団 体 東庄町 東庄町 東庄町 東庄町	
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用	防災メール配信事業	東庄町	

4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 その他	外出支援巡回バス運行事業 外出支援巡回バス購入事業 交通安全対策事業	東庄町 東庄町 東庄町	
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 生活 環境 防災・防犯 その他	公園維持管理 住宅耐震補助金 霊園管理事業 環境衛生改善施設補助金 水質調査事業 土壌汚染調査業務 不法投棄防止事業 防災訓練 被災者住宅再建資金利子補給金	東庄町 東庄町 東庄町 東庄町 東庄町 東庄町 東庄町 東庄町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	医療費助成事業 子育て支援事業 乳幼児健診 妊婦健診・産後ケア 不妊症不育症事業 ファミリーサポートセンター事業 保育事業	東庄町 東庄町 東庄町 東庄町 東庄町 東庄町 東庄町	

		放課後児童クラブ事業	東庄町	
	高齢者・障害者福祉	介護施設等整備事業交付金	東庄町	
		シルバー人材センター	東庄町	
		シニアクラブ事業	東庄町	
		シニアクラブ補助金	東庄町	
		老人福祉事業	東庄町	
		デイサービス運営事業委託料	東庄町	
	健康づくり	健康診断	東庄町	
		人間ドック委託料	東庄町	
		予防接種	東庄町	
	その他	社会福祉協議会	東庄町	
		障害者自立支援事業	東庄町	
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	医学生奨学金貸付	東庄町	
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 幼児教育	通園バス運行事業	東庄町	
		給食費助成事業（こども園）	東庄町	
	義務教育	通学路防犯灯設置工事	東庄町	
		外国青年招致事業	東庄町	
		奨学資金利子補給補助金	東庄町	
		学習指導員配置（小学校）	東庄町	
		スクールカウンセラー配置（小学校）	東庄町	

		学校介助員配置（小学校）	東庄町	
		英語講師派遣事業	東庄町	
		ICT 支援員配置（小学校）	東庄町	
		児童等健康診断	東庄町	
		スクールバス運行事業	東庄町	
		ICT 教育事業（小学校）	東庄町	
		小学校教育振興費	東庄町	
		給食費助成事業（小学校）	東庄町	
		学習指導員配置（中学校）	東庄町	
		部活動支援員配置	東庄町	
		ICT 支援員配置（中学校）	東庄町	
		生徒等健康診断	東庄町	
		ICT 教育事業（中学校）	東庄町	
		中学校教育振興費	東庄町	
		給食費助成事業（中学校）	東庄町	
		PTA 補助金	東庄町	
		給食事業	東庄町	
	生涯学習・スポーツ	公民館主催事業	東庄町	
		子ども会補助金	東庄町	
		公民館施設管理	東庄町	
		図書館事業	東庄町	
		青少年連絡協議会補助金	東庄町	
		コジュリンマラソン実行委員	東庄町	

		会活動費		
		スポーツ協会補助金	東庄町	
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	空き家活用推進事業 区交付金 結婚相談事業補助金	東庄町 東庄町 東庄町	
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	郷土史研究会補助金 指定無形文化財継承補助金 文化協会補助金 文化財保護	東庄町 東庄町 東庄町 東庄町	
12 その他 地域の自立促進に関し必要な事項		地域活性化事業補助金 東庄ふれあいまつり交付金 収税協力会交付金 コンビニ交付システム導入委託料 コンビニ収納等事務委託料	東庄町 東庄町 東庄町 東庄町 東庄町	